

平成 29 年 5 月 12 日（金）

中央合同庁舎 3 号館 11 階特別会議室

15：30～17：30

## 第 40 回 国土交通省政策評価会

### 議 事 次 第

#### 1 開会

#### 2 議題

##### ・ 審議事項

①平成 29 年度取りまとめ政策レビューの取り組み方針について

（i）津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策

（ii）離島地域における振興施策

（iii）海運からの温室効果ガス排出削減策

②平成 29 年度取りまとめ政策レビューの中間報告について

（i）強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築

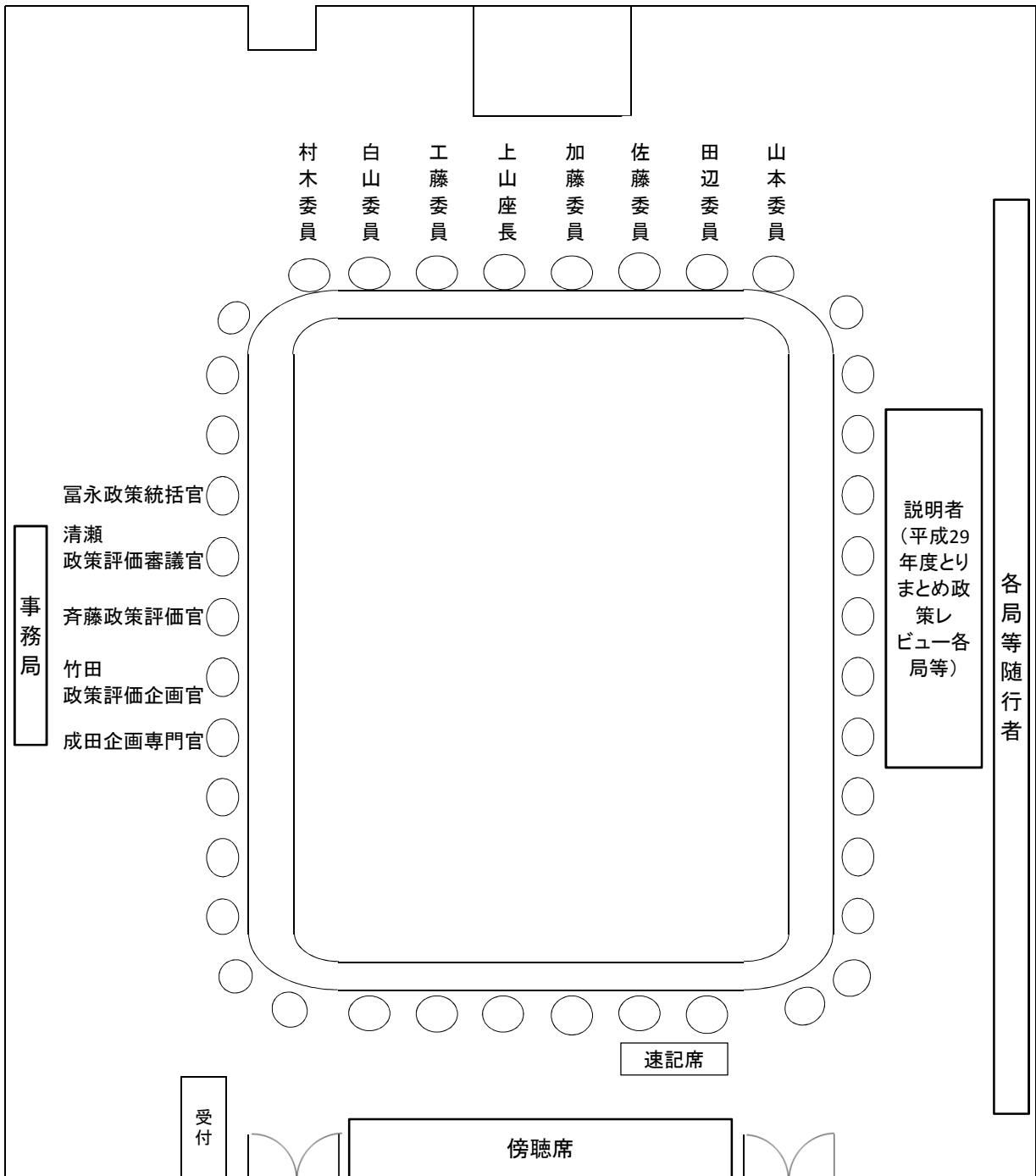
－総合物流施策大綱（2013-2017）－

#### 3 閉会

# 第40回国土交通省政策評価会 配席図

平成29年5月12日(金)15:30~17:30

中央合同庁舎3号館11階特別会議室



国土交通省政策評価会委員名簿

(○：座長)

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| ○ 上山 信一 | 慶応義塾大学総合政策学部教授            |
| 加藤 浩徳   | 東京大学大学院工学系研究科教授           |
| 工藤 裕子   | 中央大学法学部教授                 |
| 佐藤 主光   | 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授     |
| 白山 真一   | 有限責任監査法人トーマツ パートナー（公認会計士） |
| 田辺 国昭   | 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授 |
| 村木 美貴   | 千葉大学大学院工学研究院教授            |
| 山本 清    | 東京大学大学院教育学研究科教授           |

(五十音順：平成29年5月12日現在)

## 各議題の説明者一覧

### ・ 審議事項

①平成 29 年度取りまとめ政策レビューの取り組み方針について

( i ) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策

【総合政策局参事官 (社会資本整備) 参事官 井上 誠】

( ii ) 離島地域における振興施策

【国土政策局離島振興課 課長 吉岡 秀弥】

( iii ) 海運からの温室効果ガス排出削減策

【海事局海洋・環境政策課 課長 田淵 一浩】

②平成 29 年度取りまとめ政策レビューの中間報告について

( i ) 強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築

－総合物流施策大綱 (2013-2017)－

【総合政策局物流政策課 課長 平嶋 隆司】

# 第40回 国土交通省政策評価会

## 資料一覧

- 資料1-1 政策評価会の年間スケジュール
- 資料1-2 平成29年度取りまとめ政策レビューテーマ一覧
  
- 資料2-1 津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策
- 資料2-2 離島地域における振興施策
- 資料2-3 海運からの温室効果ガス排出削減策
  
- 資料3-1 強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築  
－総合物流施策大綱（2013-2017）－

# 政策評価会の年間スケジュール

		平成28年度	平成29年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
<b>■政策レビュー</b>																
平成29年度	総合物流施策大綱 <sup>(※)</sup>		【個別指導】	5/12 【政策評価会】	【個別指導】				【政策評価会】	【個別指導】						
	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策	事前作業準備 (状況調査、 データ収集等)									評価書一次案送付 ○担当委員					
	離島地域における振興施策										評価書二次案送付 ◎全委員					
	海運からの温室効果ガス排出削減策											反映状況送付 ◎全委員				
<b>■政策チェックアップ</b>			データ収集、 評価作業等		6/23 【政策評価会】				評価書 決定							
									平成30年度 指標決定							

(※) 総合物流施策大綱については平成29年夏頃の閣議決定、それを踏まえた総合物流施策推進プログラムの策定を予定しており、それらの状況も見据えつつ評価作業を実施。

## 平成29年度取りまとめ政策レビューテーマ一覧

テ　　マ		担　当　局　等
①	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策	総合政策局とりまとめ
②	離島地域における振興施策	国土政策局
③	海運からの温室効果ガス排出削減策	海事局
④	強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築 －総合物流施策大綱（2013-2017）－	物流審議官とりまとめ

## 平成29年度取りまとめ政策レビューの取組方針

資料2-1

テ ー マ 名	津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策
対象政策の概要	津波防災地域づくりに関する法律に基づく基礎調査の実施、津波浸水想定の設定、津波防災地域づくり推進計画の作成及び津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定等により、津波防災地域づくりを推進している。
評価の目的、必要性	津波防災地域づくりに関する法律は、東日本大震災を教訓に、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進することを目的に制定され、平成23年12月から施行された。津波防災地域づくりを推進するための施策について評価を行うことによって、施策の実施に係る課題及びその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする。
評 価 の 視 点	津波防災地域づくりに関する法律に基づく、基礎調査、津波浸水想定、津波防災地域づくり推進計画、津波災害警戒区域・特別警戒区域について、それぞれの施策の実施状況等から評価する。
評 価 手 法	地域における具体的な施策の実施主体である都道府県、市町村から、基礎調査の実施、津波浸水想定の設定、津波防災地域づくり推進計画の作成や津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定に関するデータ等を元に、評価を行うものとする。
検 討 状 況	定期的に都道府県・市町村を対象として、基礎調査の実施、津波浸水想定の設定、推進計画の作成、津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定等の取組状況について、フォローアップを実施している。
第三者の知見の活用	国土交通省政策評価会における本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言、「社会資本整備審議会計画部会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会」の委員である学識経験者や津波防災・都市政策分野の学識経験者からの助言等を活用する。
備 考	



# 津波防災地域づくりに関する 法律に基づく施策

---

平成29年5月12日  
総合政策局取りまとめ

- 平成23年3月11日の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生。
- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村の浸水範囲面積の合計は561km<sup>2</sup>に及び、広範なエリアにおいて被害が発生。
- また、内陸の奥域まで浸水域が拡大し、地域全体が壊滅的な被害を受けたエリアも存在するなど、甚大な被害が発生。

## 東日本大震災における津波による被害

東日本大震災時の仙台市における浸水範囲と従前の浸水想定範囲



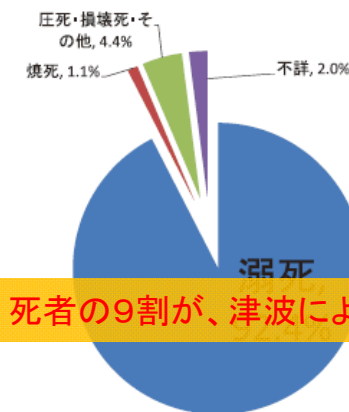
出典：東北地方太平洋沖地震浸水範囲 国土地理院資料より作図

東日本大震災時の仙台市の様子



出典：国土交通省東北地方整備局

## 東日本大震災の人的被害



死者の9割が、津波による溺死

(警察庁資料より内閣府作成)

# 津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベル

○ 政府の中央防災会議等では、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要性を指摘。

- ・将来同様の地震が発生する可能性が高く切迫性の高いと考えられる地震・津波
- ・あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波（東日本大震災クラス相当）

## 頻度の高い津波(L1)

**津波レベル** : 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波  
住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

**基本的考え方** : 海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

## 最大クラスの津波(L2)

**津波レベル** : 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波  
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

**基本的考え方** : 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。

# 津波防災地域づくり法の制定の経緯

- 平成23年5月18日、国土交通大臣が、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会 計画部会に対し、津波防災地域づくりについての一定の方向性を提示するよう要請。
- 平成23年7月6日、同部会が、緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」を提出。

## 緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」の概要(平成23年7月6日)

### 基本姿勢

- 今回のような想定を超える大規模な災害を想定し、「なんとしても人命を守る」という考え方により、ハード・ソフト施策を総動員して「減災」を目指す。 ※「減災」とは、人命を守りつつ、被害をできる限り軽減すること。
- また、「災害に上限はない」ことを今回の教訓とし、各種施策を講じた後も防災・減災のための取組を持続させる。

### 新しい発想による防災・減災対策

- 防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」への転換。
- 土地利用規制について、一律的な規制でなく、立地場所の安全度等を踏まえ、地域の多様な実態・ニーズや施設整備の進ちょく状況等を反映させた柔軟な制度を構築。

地域の実情、安全度等を踏まえた津波災害に強い地域づくりを推進するため、新たな法制度を検討

(参考) 平成23年10月28日 第179回国会 野田内閣総理大臣(当時)所信表明演説(抜粋)

「今般の大震災で得た教訓をいかし、自然災害に強い地域づくりを被災地のみならず全国に広めていくため、まずは、津波防災地域づくり法案の成立を図ります。」

- 平成23年12月7日、「津波防災地域づくりに関する法律」が成立(衆参とも全会一致)。
- 本法により、将来起こりうる最大クラスの津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な制度を創設。

## 法律の概要 (平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行)

### 基本指針

#### 基礎調査の実施

都道府県は津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行う。

#### 津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深)を設定し、公表する。

#### 推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる。

#### 津波災害警戒区域等の指定

- ・都道府県知事は、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

# 基本指針の概要

- 平成23年12月27日、津波防災地域づくり法に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な方向を示すため、基本指針を策定。
- 基本指針では、全体の施策の推進に係る基本的な事項(下記1.)とともに、津波防災地域づくり法により新たに創設された各施策について、それぞれ指針となるべき事項(下記2.~5.)を記載。

## 基本指針の概要(平成23年12月27日策定、平成24年1月16日告示)

### 1. 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

- 東日本大震災の経験や津波対策推進法を踏まえた対応
- ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」
- 最大クラスの津波が発生した際も「なんとしても人命を守る」
- 津波に対する住民等の意識を常に高く保つよう努力

## 各施策に係る指針

### 2. 基礎調査について指針となるべき事項

- 津波対策の基礎となる津波浸水想定の設定等のための調査
- 県は海域・陸域の地形、過去に発生した地震・津波に係る地質等、土地利用の状況等を調査
- 広域的な見地から必要なもの(航空レーザ測量等)については国が実施

### 3. 津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

- 都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定
- 広報、印刷物配布、インターネット等により、住民等に十分周知

### 4. 推進計画の作成について指針となるべき事項

- 市町村が、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて総合的に描く
- ハード事業と警戒区域の指定等のソフト施策を効果的に連携
- 記載する事業等の関係者とは、協議会も活用して十分に調整

### 5. 津波災害警戒区域等の指定について指針となるべき事項

- 警戒区域内で市町村が以下を措置。
  - － 実践的な内容を盛り込んだ市町村防災計画の作成・避難訓練の実施
  - － 住民の協力等による津波ハザードマップの作成・周知
  - － 指定・管理協定により、地域の実情に応じて避難施設を確保

- 津波防災地域づくり法では、最大クラスの津波に対応するため、従来のハード事業に、ソフト施策を組み合わせる「多重防御」の発想によって津波防災地域づくりを推進。
- このため、津波災害警戒区域の指定等の新たなソフト施策・制度等を同法により創設するとともに、国が基本指針を定めることで、基本的な方向性を提示しているところ。
- 最大クラスの津波を想定した津波防災地域づくりを推進するためには、これらの施策・制度等の活用が必要。

以下の津波防災地域づくり法に基づく施策について、政策レビューを実施。

1. 都道府県等による基礎調査の実施
2. 都道府県による津波浸水想定の設定
3. 市町村による推進計画の作成
4. 都道府県による津波災害警戒区域等の指定

# <津波防災地域づくり法に基づく施策>

## 1. 基礎調査の実施

## 2. 津波浸水想定の設定

## 3. 推進計画の作成

## 4. 津波災害警戒区域等の指定



- 都道府県は、基本指針に基づき、津波浸水想定の設定のために必要な沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用等に関して調査を実施(義務)。
- 国は、広域的な見地から必要とされる調査を実施し、関係都道府県に結果を通知。

## 実施内容

### 海域、陸域の地形に関する調査

津波が波源域から海上及び陸上へどのような挙動で伝播するかについて、適切に津波浸水シミュレーションで予測をするため、海底及び陸上の地形データの調査を実施する。

### 過去に発生した地震・津波に係る地質等に関する調査

最大クラスの津波を想定するためには、被害をもたらした過去の津波の履歴を可能な限り把握することが重要であることから、津波高に関する文献調査、痕跡調査、津波堆積物調査等を実施する。

### 土地利用等に関する調査

陸上に浸水した津波が、市街地等の建築物等により阻害影響を受ける挙動を、建物の立地など土地利用の状況に応じた粗度として表現し、津波浸水シミュレーションを行うため、土地利用の状況について調査を行う。

○ 全ての都道府県(津波の影響のない内陸部の県を除く。)について、基礎調査を実施済み。

## 都道府県による基礎調査の実績 (例)

### 海域、陸域の地形に関する調査

河川、海岸、港湾、漁港管理者による深淺測量、港湾・漁港平面図の活用

### 過去に発生した地震・津波に係る地質等に関する調査

文献収集、津波堆積物の調査

### 土地利用等に関する調査

航空写真を用いた目視判断



津波堆積物調査の様子  
(北海道)

## 国による基礎調査の実績 (例)

### 海域、陸域の地形に関する調査

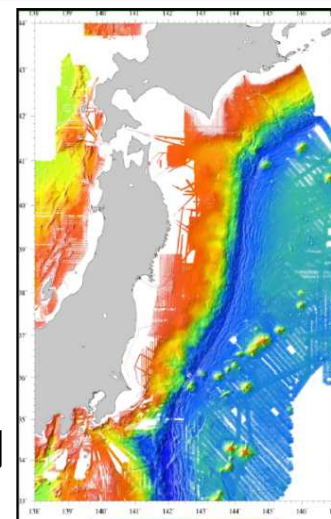
海上保安庁による海域の地形データ、国土地理院による航空レーザー測量等から作成した標高データ等の活用

### 過去に発生した地震・津波に係る地質等に関する調査

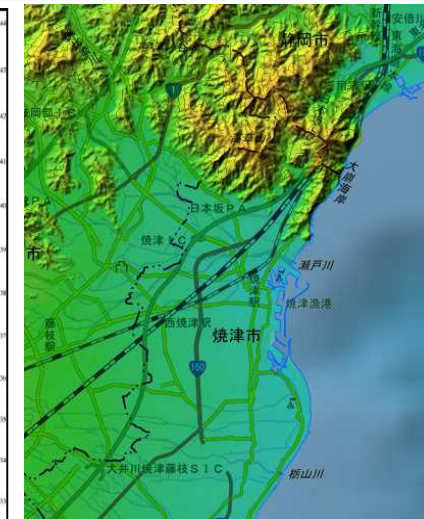
東北大学災害科学国際研究所による津波痕跡データベースの活用

### 土地利用等に関する調査

国土地理院による土地利用細分メッシュデータ等の活用



海域の地形データ  
(海上保安庁)



標高データ: 静岡県焼津市  
(国土地理院)

# <津波防災地域づくり法に基づく施策>

1. 基礎調査の実施

**2. 津波浸水想定の設定**

3. 推進計画の作成

4. 津波災害警戒区域等の指定

- 都道府県は、基礎調査の結果を踏まえ、津波が発生した場合の浸水の区域及び水深を設定(義務)。
- 津波浸水想定は、基本指針に基づき、「最大クラスの津波」を想定して設定。

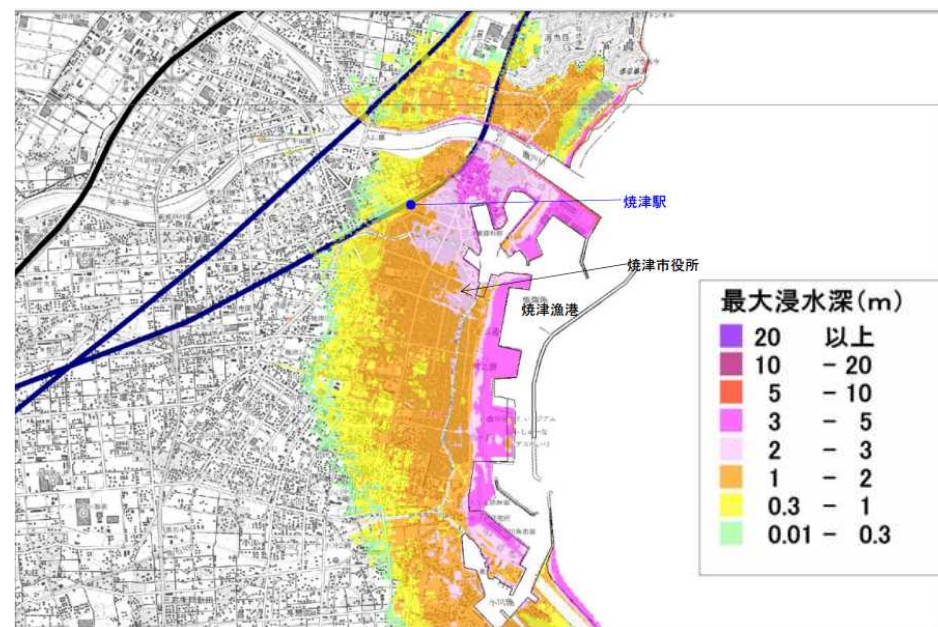
基礎調査  
(都道府県(国))

最大クラスの津波の断層モデルの設定  
(都道府県)

津波浸水シミュレーション  
(都道府県)

津波浸水想定の設定  
(都道府県)

## 津波浸水想定(イメージ)

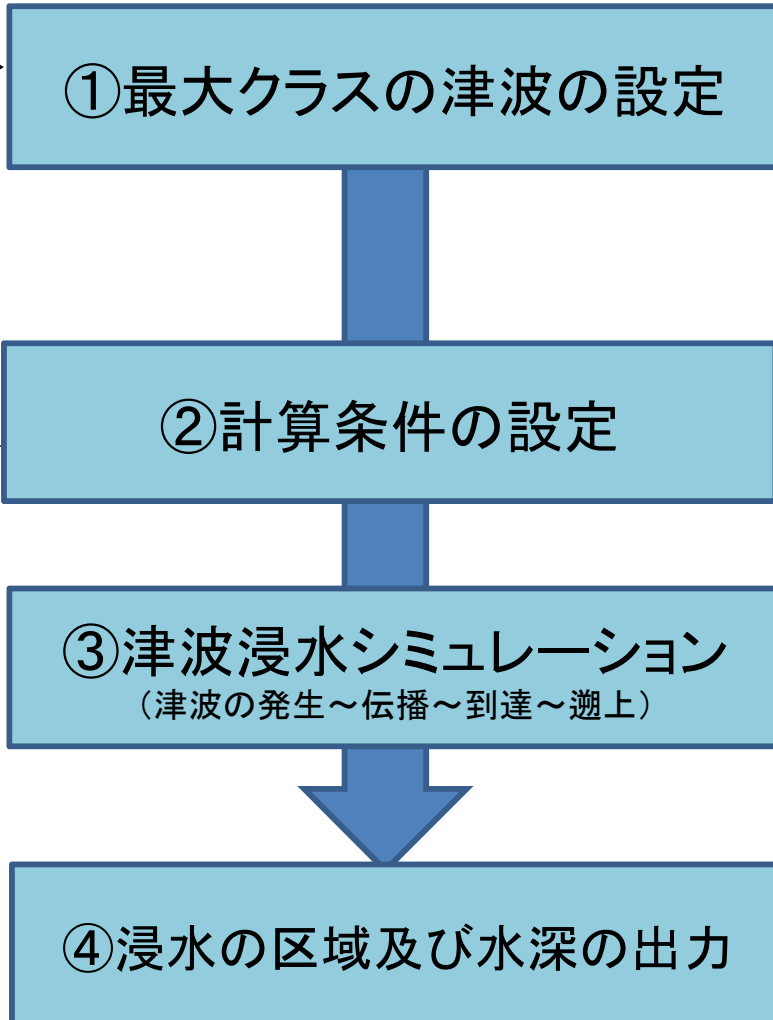


(静岡県焼津市)

- 都道府県による津波浸水想定の設定に向けて、津波浸水想定を設定するための有効な手法である津波浸水シミュレーションやその活用方法等を取りまとめた「津波浸水想定の設定の手引き」を平成24年10月に策定。
- その他にも、説明会の開催や相談窓口の設置等を通じて、都道府県による津波浸水想定の設定を支援。

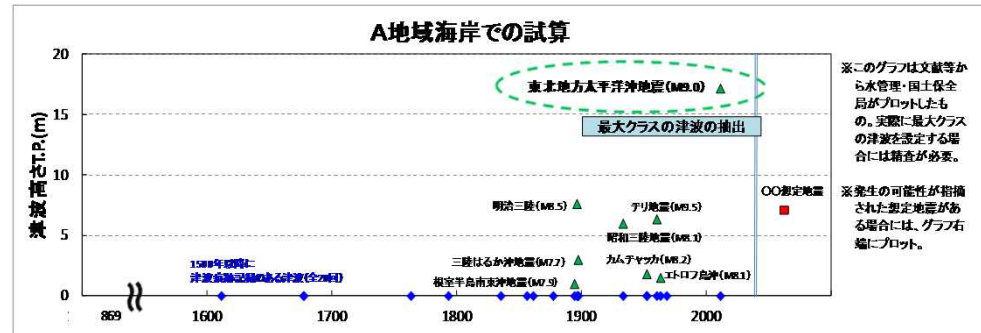
## 津波浸水想定設定の流れと手引きの構成

基礎調査の結果



### ①最大クラスの津波の設定

- ・地域海岸ごとの設定を基本とし、津波高が最も大きい津波を設定する。



最大クラスの津波を設定するためのグラフ(例)

### ②計算条件の設定

- ・潮位(天文潮) : 朔望平均満潮位を基本とする。
- ・粗度係数 : 海底や地面による抵抗を考慮する。
- ・地震による地盤変動: 陸域の隆起量を考慮しない。

### ③津波浸水シミュレーション


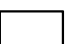


- ・悪条件を前提に地震や津波による各種施設の被災を考慮することを基本(地震によるコンクリート構造物の破壊、盛土構造物の沈下及び越流と同時破壊)

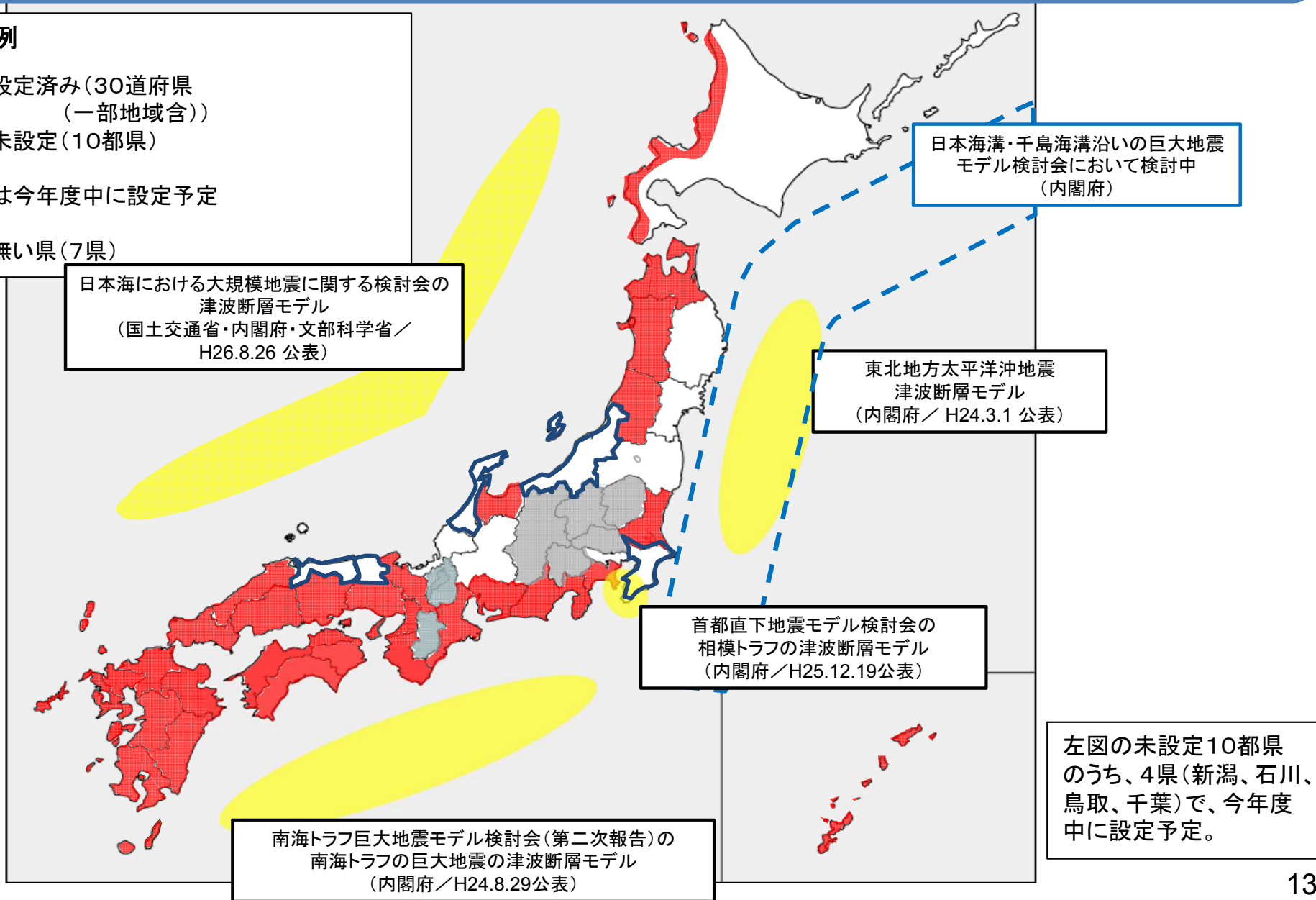
### ④浸水の区域及び水深の出力

- ・浸水深の区分及び着色の仕方について提示する。

- 津波の影響のある40都道府県のうち、30道府県において、津波浸水想定を設定済み(平成29年5月現在)。
- 残り10都県のうち、4県においても今年度中に津波浸水想定の設定を予定。

## 凡 例

-  ...津波浸水想定設定済み(30道府県 (一部地域含))
-  ...津波浸水想定未設定(10都県)
- このうち  は今年度中に設定予定
-  ...津波の影響が無い県(7県)



# < 津波防災地域づくり法に基づく施策 >

1. 基礎調査の実施

2. 津波浸水想定の設定

3. 推進計画の作成

4. 津波災害警戒区域等の指定

# 推進計画の概要①

- 市町村は、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成(任意)。
- 推進計画では、様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、地域の実情に応じて津波防災地域づくりをどのように進めていくのかが描かれる。

## 推進計画の記載事項(イメージ)

### ○ 計画区域の指定(必要的記載事項)

### ○ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針(任意的記載事項)

### ○ 津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項(任意的記載事項)

### ○ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項(任意的記載事項)

- ・ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
- ・ 津波防護施設の整備に関する事項
- ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
- ・ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
- ・ 集団移転促進事業に関する事項
- ・ 地籍調査の実施に関する事項
- ・ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

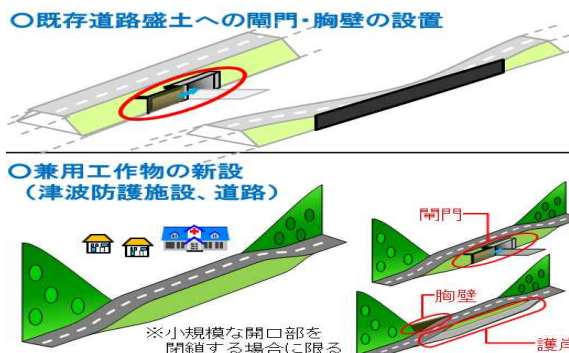


## 「津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項」として記載する施策・事業（例）

### 海岸保全施設



### 津波防護施設



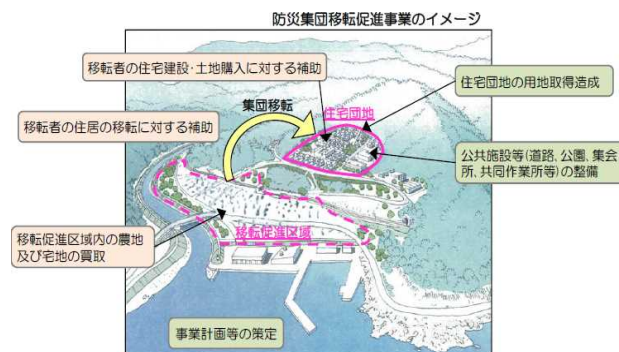
### 一団地の津波防災拠点市街地形成施設



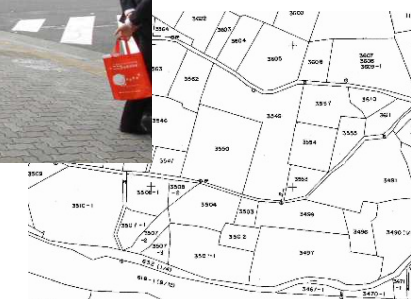
### 津波避難タワー



### 集団移転促進事業



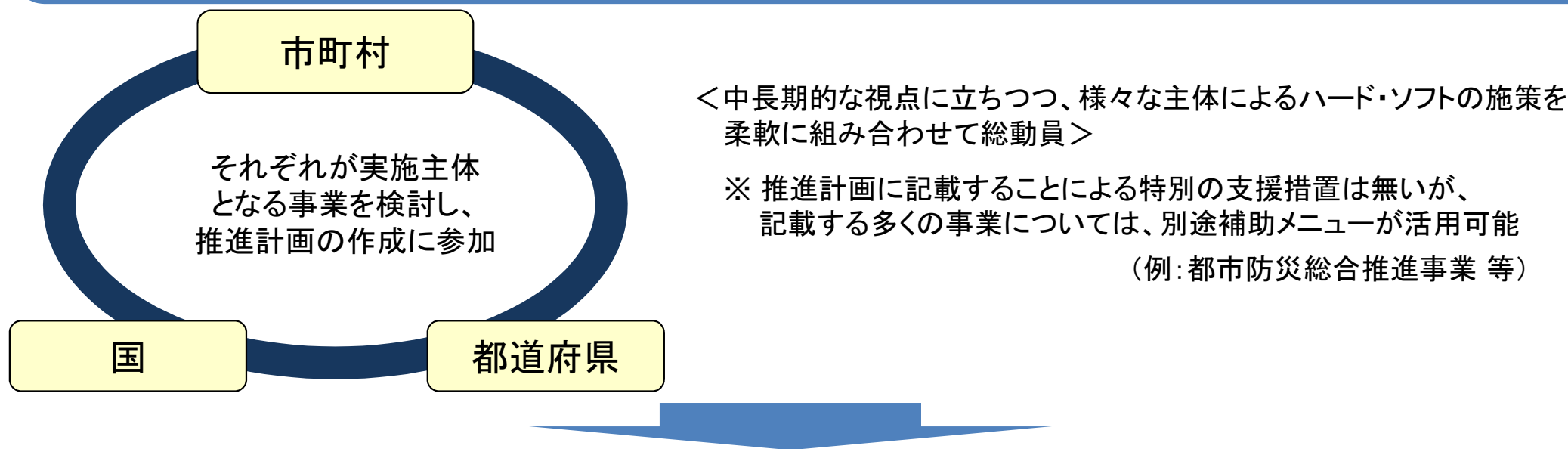
### 地籍調査事業



等

# 推進計画の作成の効果・メリット

- 市町村単独でなく、国・都道府県等と連携することにより、津波防災を効率的かつ効果的に推進。
- 市町村が実施する施策だけでなく、国や都道府県等が実施する施策を含めた全体像やその進捗について市民等にわかりやすく提示。
- 推進計画の作成過程に参画してもらうこと等によって、津波防災地域づくりに関する計画的な取組を住民に知ってもらい、自助・共助・公助の連携による津波対策を推進。
- 津波災害に強い地域づくりについての前向きな姿勢と具体的な姿を示し、住民や企業の不安を払拭。



将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり

## 推進計画区域内における特例

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の容積率規制の緩和(※)

都道府県による  
集団移転促進事業計画の作成

※容積率規制の緩和  
津波災害警戒区域である区域に限る

- 市町村による推進計画の早期作成に向けて、平成28年6月に「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」を策定。
- ガイドラインでは、先進事例（作成のきっかけ、実感しているメリット、協議会運営ノウハウ等）の紹介や、計画の作成手順や留意点について明記。
- その他にも、説明会や市町村の担当職員向けの研修の開催等を通じて、市町村による推進計画の作成を支援。

## ガイドラインの概要（平成28年6月23日策定）

### 先進事例の紹介

- |                   |   |                              |
|-------------------|---|------------------------------|
| 計画の意義・効果に対する理解の促進 | ⇒ | 既作成市町村の作成のきっかけや実感しているメリットを記載 |
| 計画の作成経費の先例の把握     | ⇒ | 既作成市町村の先例を記載                 |
| 関連計画との調整のノウハウの取得  | ⇒ | 既作成市町村が行った関連計画との整合・調整の方法を記載  |
| 協議会の運営のノウハウの取得    | ⇒ | 既作成市町村の協議会のメンバーなど運営の先例を記載    |

### 作成手順、留意点の明確化

- |                 |   |                           |
|-----------------|---|---------------------------|
| 計画事項の記載方法の理解の促進 | ⇒ | 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針の解説 |
| 計画の作成手順の理解の促進   | ⇒ | 推進計画の作成の流れ、検討の手順を明記       |

## ガイドラインの効果

- ・推進計画の必要性に対する認識を高め、作成の機運を醸成
- ・先進事例の把握を含め、推進計画作成のノウハウの取得を促進
- ・担当職員の負担の軽減を図り、推進計画の効率的な作成に寄与

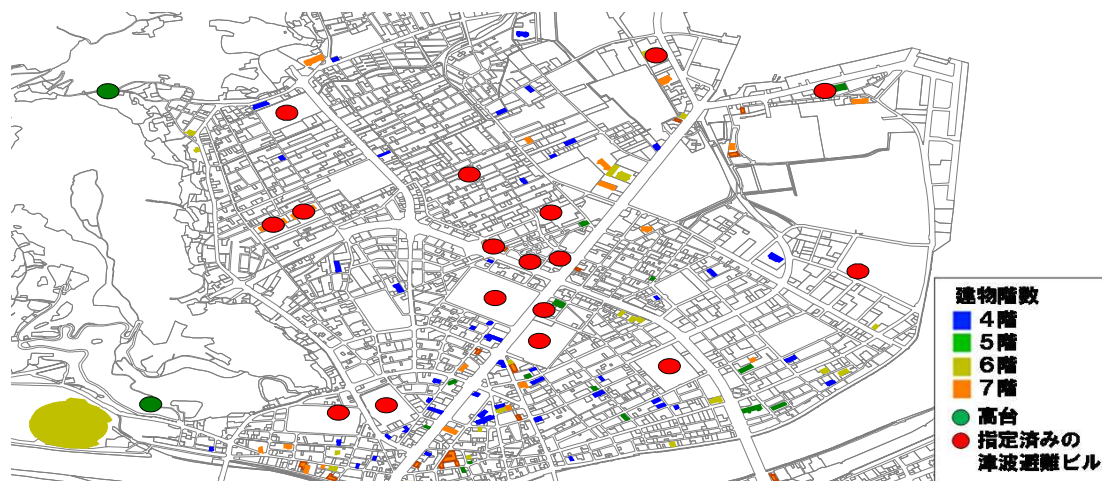
※ ガイドラインは、全国の自治体に送付するとともに、国土交通省ホームページで公表。

○ 推進計画を作成するにあたり、避難路、避難施設等、円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項を定める上で参考となる技術的助言等として、「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」を策定。

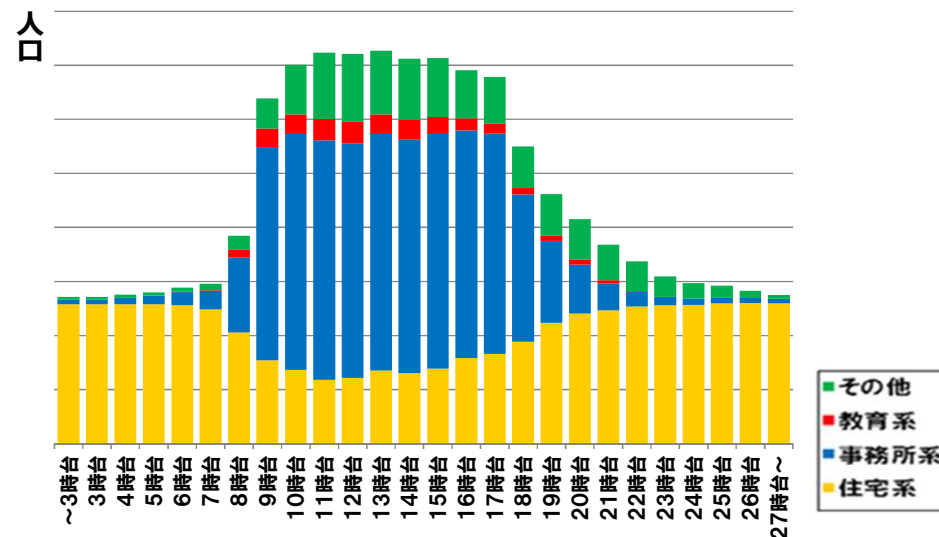
## 指針の概要(平成25年6月20日策定)

- ・ 高台や津波避難ビル等に避難できない地域の抽出方法や、避難施設の配置計画の考え方、その施設の効果を視覚的にわかりやすい形で確認できるシミュレーション手法等を取りまとめたもの
- ・ 現状把握及び対策の効果を視覚的にわかりやすい形で確認できるツールを提供することで、現実性のある津波防災対策の立案を支援

都市計画基礎調査を活用した津波避難ビルの候補の抽出



パーソントリップ調査を活用した中心市街地の時間帯別人口分布



- 9市町において推進計画を作成済み(平成29年5月現在)。
- その他にも、全国で約80の市町村が作成に向けて検討中。

## 静岡県焼津市

○焼津市津波防災地域づくり推進計画策定協議会を開催し、平成26年3月に推進計画を作成。

## 静岡県浜松市

○浜松市津波防災地域づくり推進協議会を開催し、平成26年4月に推進計画を作成。

## 宮崎県宮崎市

○宮崎市津波防災地域づくり推進計画協議会を開催し、平成27年3月に推進計画を作成。

## 和歌山県串本町

○串本町津波防災地域づくり推進協議会を開催し、平成27年3月に推進計画を作成。

## 静岡県磐田市

○磐田市津波防災地域づくり推進計画作成協議会を開催し、平成27年11月に推進計画を作成。

## 愛知県田原市

○田原市津波防災地域づくり推進協議会を開催し、平成28年5月に推進計画を作成。

## 宮崎県日向市

○日向市津波防災地域づくり推進計画協議会を開催し、平成28年6月に推進計画を作成。

## 静岡県静岡市

○静岡市津波防災地域づくり推進協議会を開催し、平成29年3月に推進計画を作成。

## 静岡県伊豆市

○伊豆市津波防災地域づくり推進協議会を開催し、平成29年5月に推進計画を作成。

## 推進計画の作成経緯(宮崎市の例)

推進計画に基づき、避難タワーや「いのちの丘」など避難施設等の整備を進め、住民の津波避難訓練を毎年実施。

### <経緯>

- 平成25年2月 東日本大震災以降、市民も役所も津波に対する危機意識が高まる中、宮崎県が、南海トラフ巨大地震を想定した津波浸水想定を設定・公表。
- 平成25年2月 宮崎県・沿岸市町、国土交通省が「宮崎県沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会」を設置。モデル地区(宮崎市、日向市)におけるケーススタディ等を実施。国土交通省より推進計画について説明、意見交換を実施することにより、計画作成を支援。
- 平成26年7月 連絡会の成果を踏まえ、第1回宮崎市津波防災地域づくり推進計画協議会を開催。
- 計3回、協議会を開催し、平成27年3月、推進計画を作成。

### 協議会構成員

- 会長 学識経験者(宮崎大学工学部教授)
- 委員 学識経験者(宮崎大学工学部准教授)
- 住民代表(自治会連合会、地域婦人会連絡協議会)
- 国土交通省 九州地方整備局(宮崎河川国道事務所長、宮崎港湾・空港整備事務所長)
- 宮崎県(総務部危機管理局長、中部農林振興局長、宮崎土木事務所長、中部港湾事務所長)
- 宮崎市(総務部危機管理局長、地域振興部長、農政部長、建設部長、都市整備部長、上下水道局水道部長・下水道部長)

**本計画の特徴**

- 津波防災地域づくり法に基づく計画
- 全ての津波災害を対象に地域づくりを推進
- 国・県・市の事業を一体的に記載
- 計画期間はなく持続的に推進する

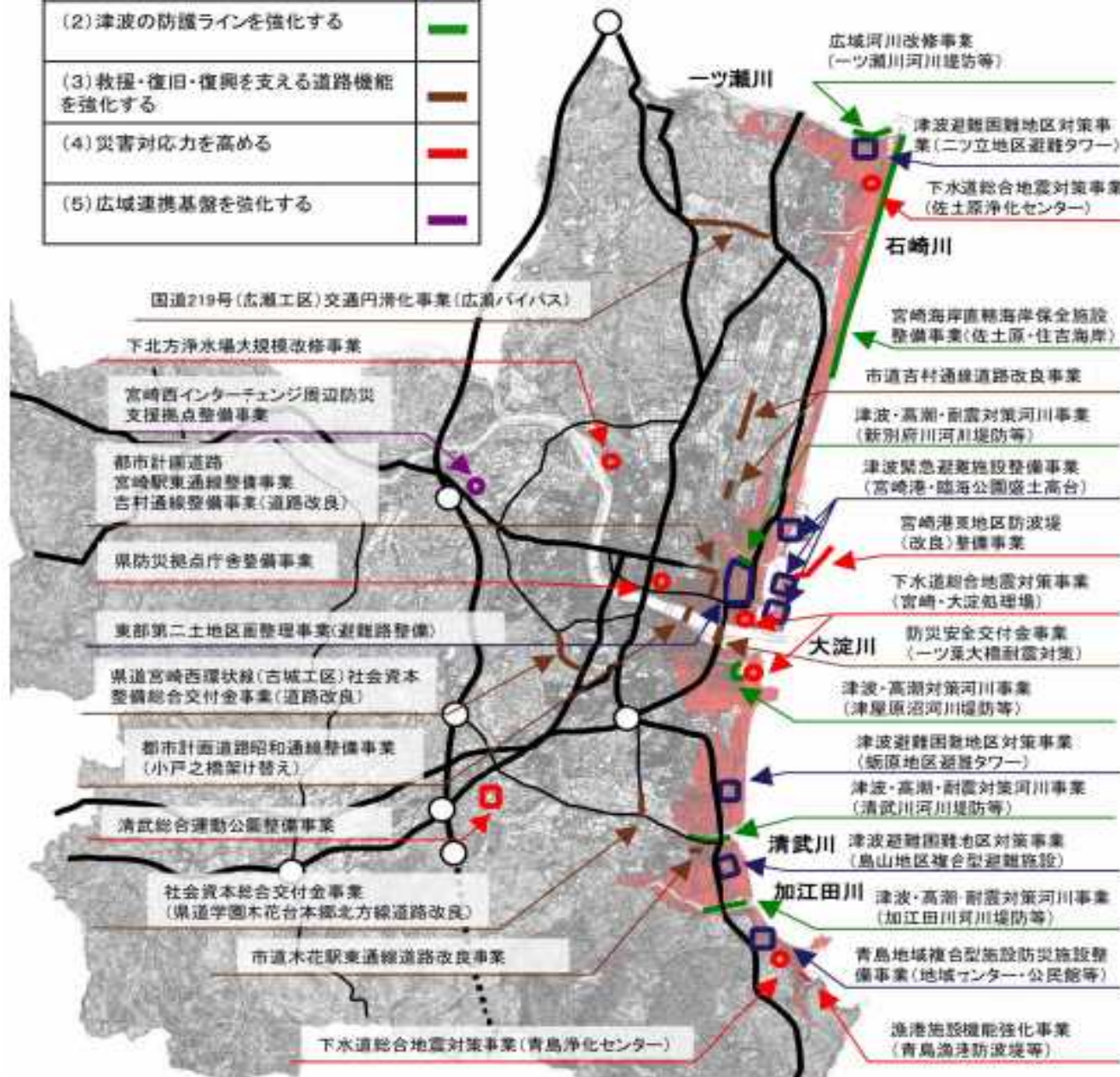
**策定の目的(序章)**

津波から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、既存の防災・減災計画やまちづくりの計画と調和・整合を保ちながら、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示し、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとする計画です。

<p><b>宮崎市の現状とこれまでの取組み(第1章)</b></p>	<p><b>津波防災地域づくりの課題(第3章)</b></p>					
<p>◆宮崎市の現状</p> <p>日向灘に注ぐ河川の周辺には、多くの市民が生活し経済活動を行っており、市街地が形成されています。</p>  <p>大淀川周辺の様子</p> <p>◆これまでの宮崎市の地震・津波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難訓練の実施</li> <li>津波ハザードマップの配布</li> <li>津波避難ビルの協定締結</li> <li>インフラ構想の策定</li> <li>水門整備 等</li> </ul>  <p>避難訓練状況</p>	<p>(1)津波からの早期避難が困難な地区がある</p>	<p>(2)津波を防ぐための施設強化が必要である</p>	<p>(3)救援・復旧・復興のための道路が確保できない恐れがある</p>	<p>(4)重要公共施設等が機能しなくなる恐れがある</p>	<p>(5)行政区域の垣根を越えた備えが必要である</p>	
<p><b>地震・津波被害想定(第2章)</b></p>		<p><b>推進計画区域(第4章)</b></p> <p>津波被害を最小限に抑えるためには、浸水想定区域内での対策だけでなく、浸水想定区域外における展開についても考慮が必要なことから、区域は市域全域とします。</p>			<p><b>津波防災地域づくりの基本方針(第5章)</b></p>	
<p>◆最大級津波想定 (H25年度 県公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水面積: 4,010ha (自治体最大クラス)</li> <li>津波到達時間(最短): 18分</li> <li>津波最大高さ: 16m</li> </ul> <p>◆最大級地震・津波による被害想定(H25年度 市公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死者: 3,000人</li> <li>建物の全半壊: 29,000棟</li> </ul>  <p>浸水想定図</p>	<p>なんとしても人命を守る 安全・安心を未来につなぐ 緑と調和したまちづくり</p>		<p><b>津波防災地域づくりのために行う事業又は事務(第6章)</b></p> <p>取り組み方針に対応する施策を整理します。</p>			
<p>◆取り組み方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>早期避難のための環境を整備する</li> <li>津波の防護ラインを強化する</li> <li>救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する</li> <li>災害対応力を高める</li> <li>広域連携基盤を強化する</li> </ol>		<p>(1)早期避難のための環境を整備する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>早期避難を促すための情報提供施設の整備</li> <li>都市計画道路・その他の幹線道路など避難路の整備</li> <li>避難施設の整備</li> <li>避難体制の整備</li> </ol>  <p>避難施設整備</p>				
<p>◆土地利用に関する方針</p> <p>現在のコンパクトシティを目指した土地利用方針をベースに、津波被害の軽減を図るための取り組みを推進</p>		<p>(2)津波の防護ラインを強化する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>海岸・河川の堤防等の整備</li> </ol>				
<p>◆警戒避難体制に関する方針</p> <p>地域防災計画(南海トラフ地震防災対策推進計画編)の基本方針に基づくものとする</p>		<p>(3)救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路や幹線道路の未整備区間の整備</li> <li>緊急輸送道路や幹線道路の橋梁の耐震化</li> <li>緊急輸送道路や幹線道路の埋設管等の破損・浮き上がり防止</li> </ol>				
<p><b>今後の取組み(第7章)</b></p>		<p>(4)災害対応力を高める</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>港湾・漁港の防波堤等の整備</li> <li>上下水道施設の耐震化等の整備</li> <li>行政庁舎の防災機能の向上のための整備</li> <li>防災支援拠点等の整備</li> <li>地籍調査の実施</li> </ol>				
<p>◆対策が決まっていない海岸や河川、避難のための環境や重要施設等の課題解決に向けて、関係機関等と協議を行います。</p> <p>◆都市計画マスタープランとの調和を図りながら、将来の土地利用に関する見直しの必要性について検討を行います。</p> <p>◆協議会等で評価・検証を行いながら、定期的に見直しを行います。</p>		<p>(5)広域連携基盤を強化する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>防災支援拠点の整備</li> </ol>  <p>小戸の橋架け替え</p>				

## 津波防災地域づくりのために行う事業又は事務の位置図

取り組み方針	
(1) 早期避難のための環境を整備する	■
(2) 津波の防護ラインを強化する	■
(3) 救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する	■
(4) 災害対応力を高める	■
(5) 広域連携基盤を強化する	■



# <津波防災地域づくり法に基づく施策>

1. 基礎調査の実施
2. 津波浸水想定の設定
3. 推進計画の作成
4. 津波災害警戒区域等の指定



- 都道府県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域に指定(任意)。
- また、都道府県は、津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為・建築の制限をすべき区域を津波災害特別警戒区域に指定(任意)。

## 津波浸水想定の設定・公表 [都道府県: 義務]

- 基本指針に基づき、浸水想定設定のための基礎調査(陸域・海域の地形、地質、土地等の調査)を実施
- 基礎調査の結果を踏まえ、津波があった場合の浸水の区域と水深を設定・公表



## 津波災害警戒区域の指定・公表 [都道府県: 任意]

- あらかじめ関係市町村の意見を聴取
- 津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき区域と基準水位を指定・公表

## 津波災害特別警戒区域の指定・公表 [都道府県: 任意]

- あらかじめ区域の案を公告・縦覧
- 住民等の意見を添えて、関係市町村の意見を聴取
- 津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為、建築等を制限すべき区域を指定・公表

## 条例で定める区域の設定 [市町村: 任意]

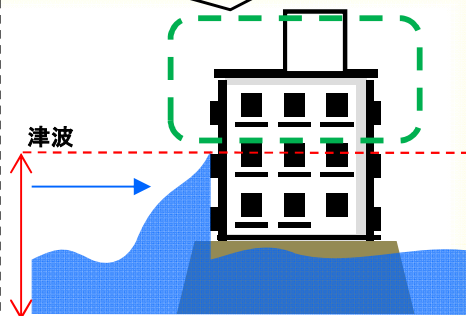
- あらかじめ都道府県と協議
- 津波特別警戒区域のうち、円滑・迅速な避難を確保できない区域を設定

## 警戒区域指定による効果

## 避難場所の高さが明確化

### ※基準水位:

津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出しておき、そのシミュレーションを用いて定める



地域防災計画の  
拡充(警戒区域における警戒避難体制に関する事項を明記)

市町村による  
津波ハザード  
マップの作成

民間施設等  
の避難施設  
の指定等

## 特別警戒区域指定による効果

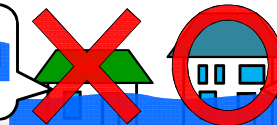


- ・要配慮者利用施設の居室の床面の高さが基準水位以上に制限
- ・要配慮者利用施設の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

## 条例による区域設定による効果

条例で定めた施設・用途について、要配慮者利用施設と同様の制限・規制

住宅等の居室の  
全部が津波の  
水深以下

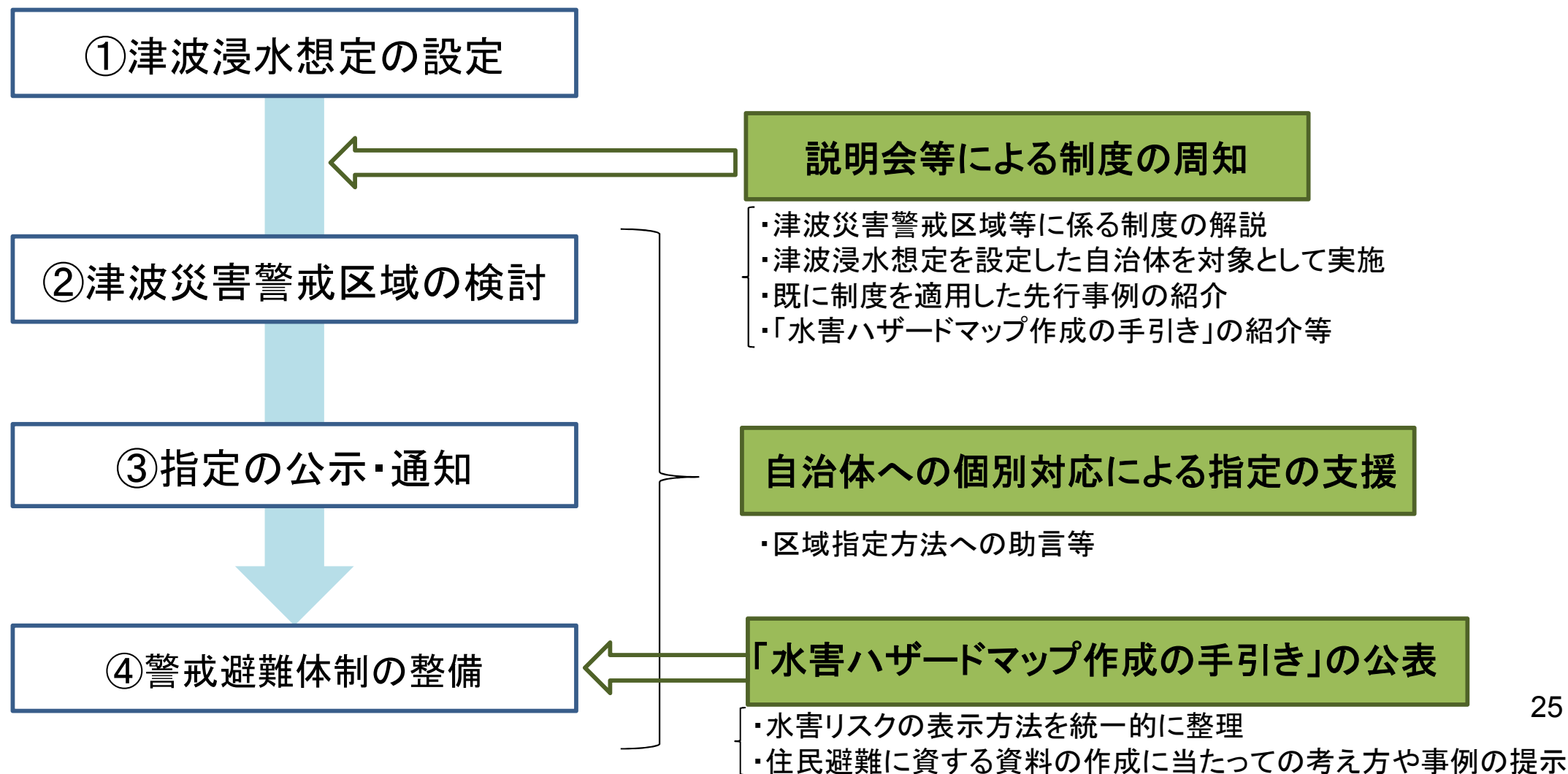


住宅等の居室の  
一部が津波の  
水深以上



- 説明会の開催等を通じて、都道府県による津波災害警戒区域等の指定を支援。
- また、津波災害警戒区域の指定後に津波ハザードマップを作成することとなる市町村向けに、作成にあたっての考え方や推奨される事例等を示す「水害ハザードマップ作成の手引き」を平成28年4月に策定。

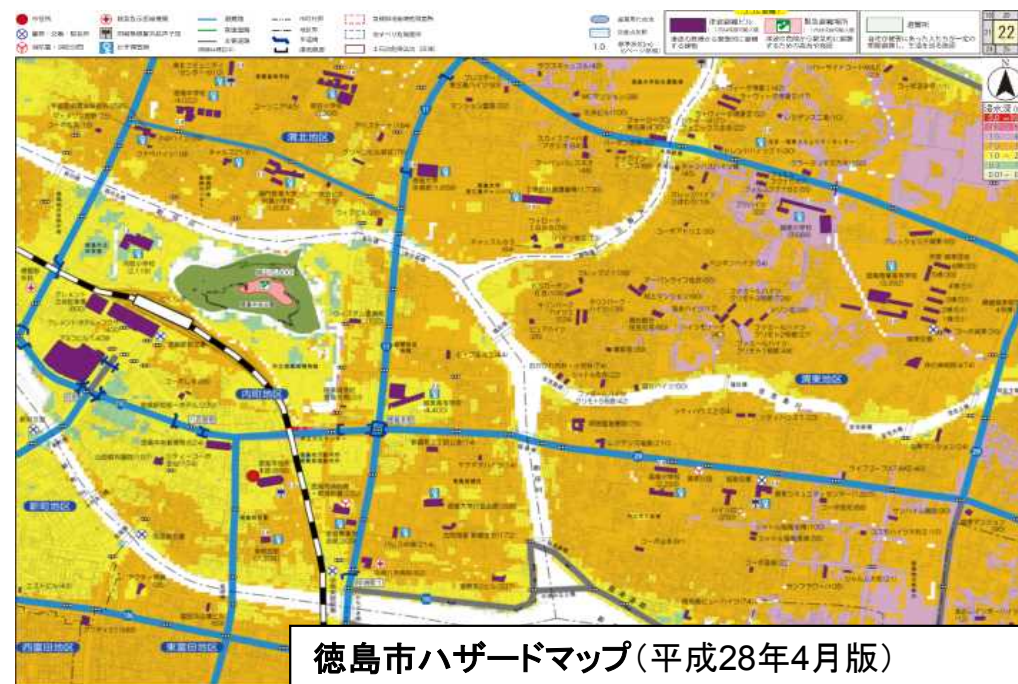
(津波災害警戒区域の指定の流れ)



- 全国のうち6府県(徳島県、山口県、静岡県、和歌山県、長崎県及び京都府)において、津波災害警戒区域を指定済み(平成29年5月現在)。
- その他にも、静岡県(伊豆市)及び沖縄県において、津波災害警戒区域等の指定に向けて検討中。

## 津波災害警戒区域の指定事例(徳島県)

- 平成25年11月25日に指定案を公表。約3月の周知期間の後、平成26年3月11日に公示。指定を受けた市町村では、地域防災計画の拡充や避難施設の整備、津波ハザードマップの作成等を進めている。



※10mメッシュ

## 平成29年度取りまとめ政策レビューの取組方針

資料2-2

テーマ名	離島地域における振興施策
対象政策の概要	現行の離島振興法(10年間の時限立法)が施行された平成25年度以降、「離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針(以下「基本方針」という)」及び各都道府県の「離島振興計画」に基づき実施された離島振興施策。
評価の目的、必要性	経済社会情勢の変化を踏まえ、離島振興施策の成果と課題を明らかにすることにより、今後の離島振興施策の検討に資することを目的とする。
評価の視点	以下の3つの視点から施策の評価を行う。 ① 基本方針や離島振興計画に基づき離島振興施策は確実に実施されたか。 ② 実施された離島振興施策はどのような成果をもたらしたか。 ③ 今後の離島振興施策の課題は何か。
評価手法	以下の手法により評価を実施する。 ① アンケート調査による離島振興施策の実施状況の把握・分析 ② 統計データを用いた離島振興施策の把握・分析
検討状況	アンケート調査や既存の統計データを集計し、離島振興施策の実施状況の把握・分析を行っている。
第三者の知見の活用	国土交通省政策評価会における、本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言等を活用する。
備考	関連する政策チェックアップ指標 業績指標39 離島等の振興を図る

# 平成29年度政策レビュー 「離島地域における振興施策」

---

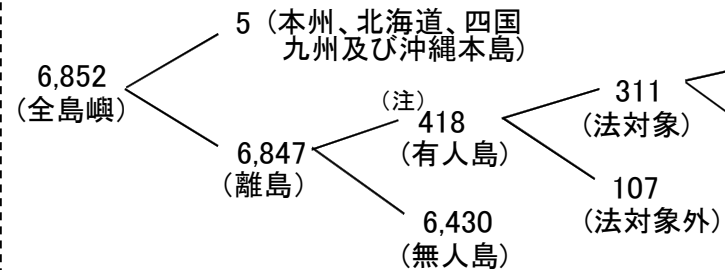
平成29年5月12日  
国土交通省 国土政策局

# 離島の概要

## ○ 離島振興対策実施地域にある有人離島 (H27.7.13現在)

我が国は6,852の島嶼により構成され、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く6,847島が離島。  
このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域に含まれる有人離島は260島。

### 【日本の島嶼構成】



### 【他の法律】

- 71 (特定有人国境離島)・有人国境離島法 (H28年制定)
- 39 (沖縄)・沖縄特措法 (H14年制定) (旧法S46年制定、H14年失効)
- 8 (奄美)・奄美群島振興開発特措法 (S29年制定)
- 4 (小笠原)・小笠原諸島振興開発特措法 (S44年制定)

(注) 内水面離島である沖島(滋賀県)を含む。

(出典) 海上保安庁「海上保安の現況」(S62.9)

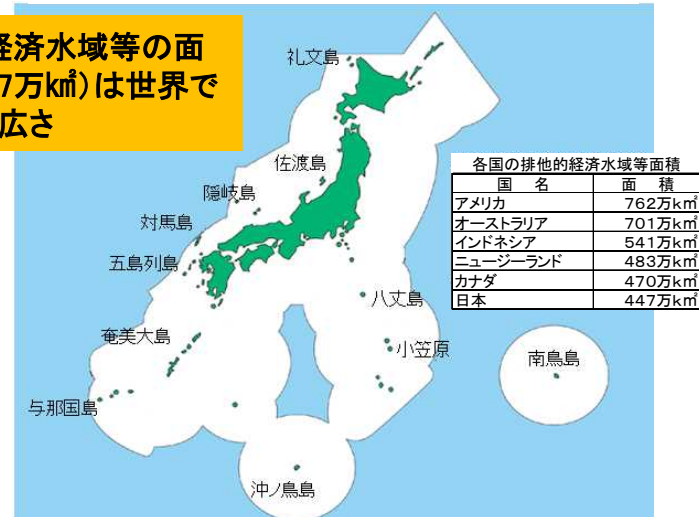
### 【離島振興対策実施地域】(H27.7.13現在)

	離島の状況
指定地域	78地域(260島)
関係自治体	26都道県、112市町村
面積	5,348km <sup>2</sup> (全国の1.41%)
人口	42万人(全国の0.33%)

※平成22年国勢調査結果  
2013離島統計年報より

### 【我が国の排他的経済水域等の概念図】

排他的経済水域等の面積(約447万km<sup>2</sup>)は世界で6番目の広さ



## ○ 離島の役割

離島は、その立地条件等から、以下のような重要な役割を担っている。

- ・我が国の領域、排他的経済水域等の保全
- ・海洋資源の利用、自然環境の保全
- ・食料の安定的な供給

等

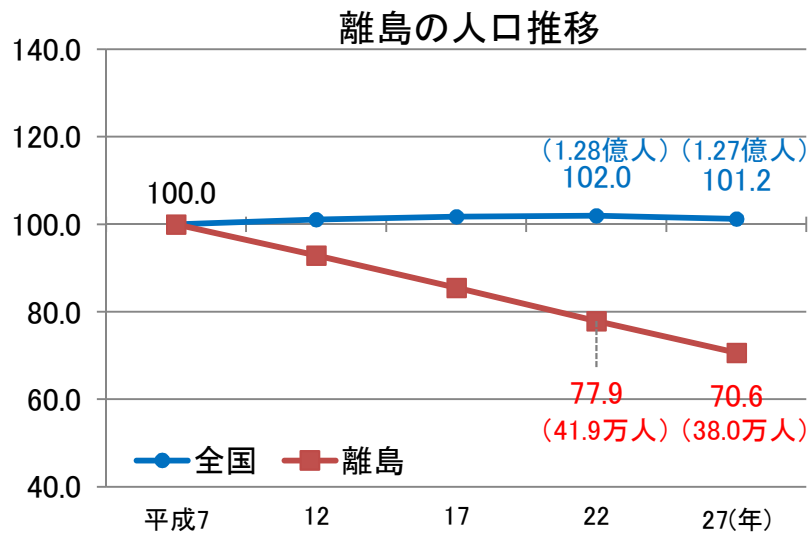
# 離島振興対策実施地域の人口推移

- 平成7年から平成27年までの人口の推移をみると、全国の人口は横ばいだが離島の人口は減少している。
- 離島活性化の取組の効果もあり、一部の離島（としまむら鹿児島県十島村<sup>注1</sup>）や新潟県粟島浦村<sup>注2</sup>など）では人口が増加している。

注1) 十島村は口之島, 中之島, 諏訪之瀬島, 平島, 悪石島, 小宝島, 宝島からなる。  
 注2) 粟島浦村は粟島のみからなる。

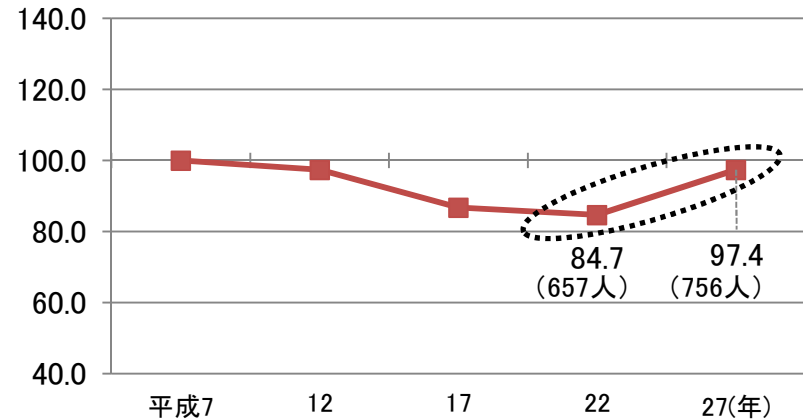
## 離島の人口推移

(平成7年を100とした場合)

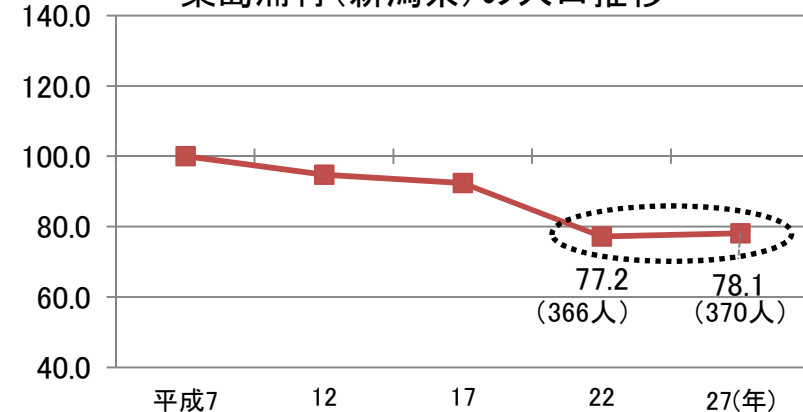


(出典)  
 全国数値・離島数値: 国勢調査結果  
 ※平成28年4月1日時点における離島振興対策実施地域の離島260島を対象

## としまむら 十島村(鹿児島県)の人口推移



## あわしまうらむら 粟島浦村(新潟県)の人口推移



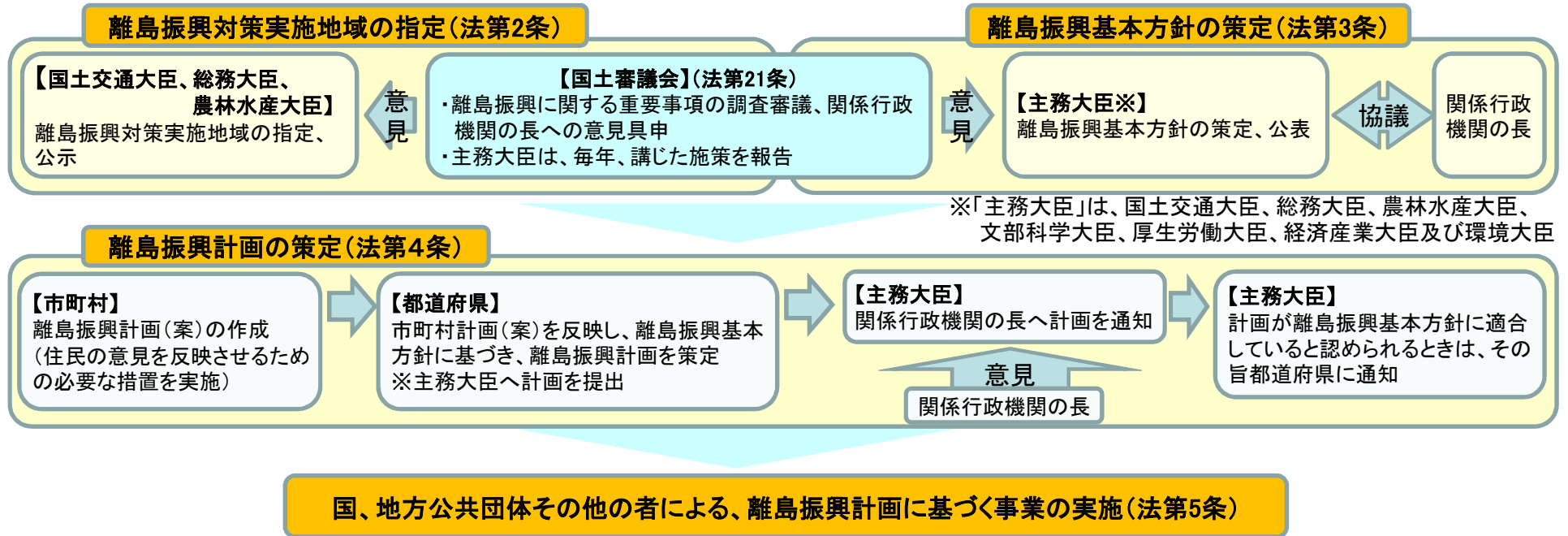
# 離島振興法(昭和28年法律第72号)

昭和28年に議員立法により制定(10年間の時限立法)  
平成24年6月20日に成立、同27日公布、平成25年4月1日から施行

## 1. 離島振興法の目的(第1条)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、もって無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 2. 離島振興法の体系



## 3. 離島振興法に係る施策及び主な特例措置等

- 補助率の嵩上げ(法第7条)
- 医療の確保等(法第10条) : 定期的な巡回診療等への補助等、妊婦支援等(配慮事項)
- 税の特例(法第19、20条) : 所得税・法人税の特別償却、地方税の課税免除に伴う減収補填
- その他の措置等(附則第6条) : 特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討 など



# 離島振興基本方針の概要

## 離島振興基本方針のポイント

- ・法の施行に当たり、離島振興対策実施地域の振興を図るための離島振興基本方針を国が策定。
- ・具体の指針については、法第3条第2項に掲げる各事項に関し記述。
- ・関係都道府県は離島振興基本方針に基づき、離島振興計画を定めることができる。

## 離島の振興の方向

- ・自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上、地域間交流の促進の観点から、離島地域の活力を維持・向上させる取組を推進。
- ・地域資源の新たな発掘及び付加価値を向上させる取組等を促進。
- ・行政だけでなく多様な民間主体の発意及び活動を地域づくりに生かす取組を推進。
- ・生活圏を考慮し、圏域内の集落連携や機能分担等を踏まえ、効率的な離島振興施策を推進。

## 離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項（法第3条第2項より）

- |                                       |                                      |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 交通通信の確保                           | (8) 教育及び文化の振興<br>(子どもの修学機会確保・支援を含む。) |
| (2) 農林水産業、商工業等の産業振興・資源開発の促進           | (9) 観光の開発                            |
| (3) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業促進           | (10) 国内及び国外の地域との交流の促進                |
| (4) 生活環境の整備<br>(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。) | (11) 自然環境の保全及び再生                     |
| (5) 医療の確保等(妊婦支援を含む。)                  | (12) 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策         |
| (6) 介護サービスの確保等                        | (13) 防災対策                            |
| (7) 高齢者の福祉その他の福祉の増進                   | (14) 人材の確保・育成                        |

# 平成27年度に離島の振興に関して講じた施策①

離島振興法第21条の2等の規定に基づき、国土審議会離島振興対策分科会(H28.5.25開催)において、平成27年度に離島の振興に関して講じた施策について、主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が報告。

## 1. 地域活性化を推進し定住の促進等を図るための支援

※【 】内は平成27年度実績、但し( )内は平成26年度実績  
 ※●の事業は離島のみを対象にしている事業である

### (1) 地域活性化を推進し定住の促進等を図るための支援(離島活性化交付金事業)

- 離島活性化交付金事業【49(51)市町村、143(154)件】
  - ・ 産業活性化事業(戦略産品開発や輸送支援等)
  - ・ 交流促進事業(交流の実施等)
  - ・ 定住誘引事業(U・J・Iターン希望者相談窓口設置等)
  - ・ 安全安心向上事業(避難施設の整備等)

### (2) 防災対策の強化のための支援

- 離島の防災機能強化事業に対し、地方財政措置(公共事業等債の交付税措置)

### (3) 離島における税制制度(割増償却制度)

- 平成29年3月31日まで、離島地域における税制制度を適用

## 2. 交通体系の整備、高度情報通信ネットワーク等の充実

### (1) 交通体系の整備、人の往来等に要する費用の低廉化

- 離島航路及び離島航空路の維持や輸送の確保
- 離島航路及び離島航空路における人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化  
 【航路補助:93(92)事業者,103(102)航路】 【航空路補助:5(5)業者,12(11)路線】

### (2) 高度情報通信ネットワーク等の充実

- 情報通信利用環境整備推進交付金等を活用し、超高速ブロードバンドの整備

## 3. 農林水産業の振興、地域資源等の活用による産業振興等

### (1) 農林水産業の振興

- 都市農村共生・対流総合対策交付金を活用し、農山漁村の持つ自然等を活用した地域の活動を支援
- 離島漁業再生支援交付金を活用し、海洋資源の高付加価値化、体験漁業等の地域の自主性と創意工夫を生かした実践的な取組への支援  
 【50(52)市町村 対馬島など】

### (2) 地域資源等の活用による産業振興等

- 都市農村共生・対流総合対策交付金を活用し、農山漁村における滞在交流型の余暇活動及び農林漁業体験の推進【9(11)市町 壱岐島など】
- 漁業経営セーフティーネット構築事業を活用し、燃油価格が一定基準以上に達した場合に補填金等を交付
- 多面的機能支払交付金を活用し、地域共同で行う多面的機能を支える活動支援【23(20)市町村 佐渡島など】

## 4. 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

- 地域雇用開発奨励金や実践型地域雇用創造事業を活用し、自発的な雇用創造の取組を支援【8(6)市町 飛島など】
- 民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保やキャリア形成促進助成金の活用等による職業能力の開発等を通じ、島民及び移住者の就業を促進

## 5. 生活環境の整備

- 農漁村集落排水事業により、汚水処理に関する取組を推進【2(6)市町 壱岐島など】
- 循環型社会形成推進交付金を活用し、廃棄物処理施設の整備を推進【4(6)件 五島など】

## 6. 医療の確保等

- へき地保健医療対策費を活用し、地域の中核的な病院との協力体制の構築及び遠隔医療の導入を推進【81(79)施設 屋久島など】
- 医療施設等設備整備費等を活用し、へき地診療所の整備や運営支援等、地域の実情にあったへき地保健医療計画を着実に実施【37(32)施設 小豆島など】
- ※ 平成26年度のドクターヘリによる離島からの救急搬送件数 838件

# 平成27年度に離島の振興に関して講じた施策②

## 7. 離島の妊婦健診・出産に係る支援経費

- 妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費に特別交付税措置

## 8. 介護サービスの確保等

- 訪問介護等において、原則サービス費用の15%を特別地域加算として加算
- これにより利用者負担額も増額されるため、事業者が低所得者の利用者負担額の1割分を減額（通常10%の利用者負担を9%に減額）した場合に、事業者に助成金を交付

## 9. 高齢者の福祉その他の福祉の増進

- へき地保育所の運営に要する費用の補助

## 10. 教育及び文化の振興

### (1) 教育の振興

- 離島高校生修学支援事業を活用し、高等学校等未設置の離島の高校生に対する通学等を支援【3(2)県、45(39)市町村 姫島など】
- 高等学校等の教職員定数の決定について、特別の配慮（定数の追加措置）等

### (2) 文化の振興

- 国宝重要文化財等保存整備費補助金を活用し、国指定等文化財の保存・活用等のための各種事業を補助
- 文化芸術による子供の育成事業を活用し、優れた舞台芸術等に直接触れる機会を提供等

### (3) 調査、研究等の実施

- 海洋環境保全等の調査及び研究

## 11. 観光の開発

- 都市農村共生・対流総合対策交付金、日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費等を活用し、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム及びブルー・ツーリズム等の取組を推進

## 12. 国内及び国外の地域との交流の促進

- 都市農村共生・対流総合対策交付金を活用し、滞在交流型の観光等の取組を支援
- 離島・都市間の交流事業であるアイランダー開催

## 13. 自然環境の保全及び再生

- 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業を活用し、国立公園内における清掃等を実施【23(24)件 利尻島、礼文島、隠岐諸島等】
- 海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、海洋ごみの回収・処理等を実施【68(70)件 対馬島など】

## 14. 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策

- 離島の低炭素づくり推進事業や洋上風力発電実証事業を活用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築を推進【離島の低炭素づくり推進事業 12(13)件 甕島等】【洋上風力発電実証事業 1(1)市 梶島】
- 離島ガソリン流通コスト支援事業を活用し、輸送形態と本土からの距離を踏まえた補助単価を設定し、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援【166(166)島 対馬島など】

## 15. 水害、風害、地震災害、津波被害、その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備

- 被害を未然に防ぐ防潮堤等の国土保全施設等の整備
- 避難施設、備蓄倉庫及び通信施設等の整備等

# 平成29年度離島振興関係予算(国費ベース)

## 公共事業 (一括計上分)

(国費:百万円)

経 費 区 分	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	対前年度比	平成28年度 補正予算額 (第2次)
1 治山治水	802	1,127	71%	70
治水	0	330	0%	0
治山	802	797	101%	70
2 港湾空港	4,547	4,591	99%	0
港湾	3,390	3,390	100%	0
空港	1,157	1,201	96%	0
3 水道廃棄物処理	1,714	1,845	93%	132
簡易水道	526	657	80%	132
廃棄物処理施設	1,188	1,188	100%	0
4 農林水産基盤整備	18,707	19,091	98%	2,103
農業農村整備	1,544	1,483	104%	456
森林整備	619	609	102%	0
水産基盤整備	11,445	11,649	98%	1,647
農山漁村地域整備(交付金)	5,099	5,350	95%	0
5 社会資本総合整備(交付金)	17,339	17,448	99%	3,307
社会資本整備総合交付金	10,336	10,607	97%	1,333
防災・安全交付金	7,003	6,841	102%	1,974
公共事業計	43,109	44,102	98%	5,612

※ 左表のほか、復旧・復興事業(東日本大震災復興特別会計)に離島2,326百万円がある。  
それ以外に、厚生労働省計上の「生活基盤施設耐震化等交付金(非公共)」の内数として離島分がある。

## 非公共事業

(国費:百万円)

経 費 区 分	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	対前年度比	平成28年度 補正予算額 (第2次)
1 離島活性化交付金	1,550	1,150	135%	650
2 離島地域の振興に必要な経費	19	28	70%	0
非公共事業計	1,569	1,178	133%	650

# 離島振興関係予算のうち公共予算の一括計上

## 公共事業

### ○ 離島振興関係公共事業予算の一括計上【国土交通省計上】

・離島振興関係の公共事業予算については、離島振興計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、昭和32年の閣議了解に基づき、昭和33年度以降、経済企画庁(現国土交通省)予算に一括計上されることとなった。

・現在、国土交通省設置法附則第2条において一括計上の配分について規定。

一括計上の内容  
 ・従来補助金(水産基盤整備、港湾整備 等)  
 ・農山漁村地域整備交付金  
 ・社会資本整備総合交付金  
 ・防災・安全交付金 等

## (参考)

### ○ 離島振興予算についての閣議了解事項(昭和32年3月8日)

離島振興関係公共事業(簡易水道及び電気導入を含む)については、各種の事業及び事項に比較的少額の予算が計上されているため、地域毎の総合的な効果を発揮することが著しく困難となっている事情にかんがみ、これらの予算を昭和33年度から経済企画庁の所管に一括して計上し、その使用に際しては、各省庁所管に移し替えるよう措置するものとする。ただし、北海道関係の予算については、従来どおり北海道開発庁所管に計上するものとする。

### ○ 国土交通省設置法附則第2条(抄)

(所掌事務の特例)

第2条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成35年3月31日	離島振興計画(離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

# 離島活性化交付金

平成29年度当初予算額:15.5億円(対前年度比:1.35倍)

## 目的

平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。

- ◆事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業:以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率:都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内  
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内  
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)  
※ 流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても1/2以内  
※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内  
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ◆事業期間:原則として3年以内
- ◆成果目標:あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

### ○「定住促進」事業

#### 産業活性化事業

- 雇用機会の創出のための戦略産品開発
- 戦略産品の移出に係る輸送費支援
- 原材料等の移入に係る輸送費支援
- ※輸送費支援は、3年経過後も同品目による継続可能。

#### 定住誘引事業

- U・J・Iターン希望者のための情報提供
- 空家改修等の人材受入れのための施設整備

・定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供

#### 流通効率化関連施設整備等事業

- ・倉庫、荷さばき施設、荷役機材、冷凍・冷蔵庫の整備
- ・品質・衛生管理高度化機材の整備(特定有人国境離島地域のみ)

### ○「交流促進」事業

#### 離島における地域情報の発信

- ・PR映像、パンフレットの制作
- ・イベントにおけるPR活動

#### 交流拡大のための仕掛けづくり

- ・観光地域づくり推進主体立上げ
- ・滞在交流型観光のプログラム作成

#### 島外住民との交流の実施の推進

- ・離島留学、交流イベント開催

### ○「安全安心向上」事業

#### 防災機能強化事業

- ・避難施設整備
- ・既存防災拠点の改修等
- ・避難階段、案内板等簡易な施設の整備
- ・緊急時物資等輸送施設の整備
- ・災害応急対策施設の整備

#### 計画策定等事業

- ・地域防災計画修正事業
- ・災害時エネルギー確保のための調査・計画策定

# 離島活性化交付金を活用した成果例①

## ○「定住促進」事業

### 産業活性化事業（雇用機会の創出のための戦略産品開発）

#### 「直売所による産業活性化事業」(H25年度～) < 粟島あわしま (新潟県粟島浦村) >

(概要) 島内に埋もれている産品の発掘を行い、その産品を使用した特産品、加工品を開発（島特産の大豆を使用したアイスクリーム、トビウオのみりん干し）し、直売所経由で観光客や島外への販売を通して産業の活性化を図った。

(成果) 直売所販売額: H24年度 0円 (直売所開業前) → H27年度 約430万円  
直売所における雇用人数: H24年度 0人 → H28年度 正社員1人、パート6人



### 定住誘引事業

#### ① U・J・Iターン希望者のための情報提供 「移住者確保対策事業」(H27年度～)

< 佐渡島さど (新潟県佐渡市) >

(概要) 移住を検討している都市住民への移住情報の提供、島暮らしの体験モニターツアー等を実施して、佐渡ファンを増加させることにより、移住者の増加を図った。

(成果) 島外からの若者定住人口:  
H26年度 25人 → H27年度 71人

#### ② 空家改修等の人材受入れのための施設整備 「町有建物改修事業」(H25年度～)

< 弓削島ゆげしま (愛媛県上島町) >

(概要) 町所有の民家をU・J・Iターン希望者の住宅として活用するための改修を行い、移住者の島への定住促進を図った。

(成果) 移住者数:  
H24年度 6人 → H27年度 10人

### 流通効率化関連施設整備等事業

#### 「甌島水産加工活性化事業」(H26年度) < 上甌島かみこしきじま・下甌島しもこしきじま (鹿児島県薩摩川内市) >

(概要) 漁協が所有する水産加工センターに加工用機器、急速冷蔵庫の整備を図った。

(成果) 大手外食チェーン等の新たな顧客の獲得により、販売額が増加。

水産加工センターの販売額: H24年度 1.10億円 → H28年度 1.35億円

## 離島活性化交付金を活用した成果例②

### ○「交流促進」事業

#### 離島における地域情報の発信

「**壱岐島交流促進事業**」(H25年度～) <壱岐島(長崎県壱岐市)>

(概要)外国人観光客向けに、ポスターやプロモーションビデオ等により壱岐島の魅力のPRを実施した。

(成果)外国人宿泊客数: H24年度 90人→H27年度 621人

#### 交流拡大のための仕掛けづくり

「**本島瀬戸内国際芸術祭関連事業**」(H25年度～) <本島(香川県丸亀市)>

(概要)瀬戸内国際芸術祭の開催に向けてPR活動を実施するとともに、芸術祭においては、ワークショップを開催することで交流を深め、島の情報発信を実施した。

(成果)芸術祭来場者数: H22年度 0人(芸術祭の会場ではなかったため)  
→H28年度 21,802人



#### 島外住民との交流の実施の推進

「**対馬市域学連携地域づくり推進事業**」(H26年度～) <対馬島(長崎県対馬市)>

(概要)大学が身近にない離島において、都市部学生の若い力や教員の知識、ノウハウ等によって島づくりの後押しを行うとともに、島づくりを担う人材の誘引、対馬ファン・リピーターの確保を行った。

(成果)大学数・来島学生数: H25年度 18大学、学生 56人(延 881人日)  
→H27年度 65大学、学生660人(延 2,500人日)





# 滞在交流型観光を通じた離島創生プランの概要

〔平成29年4月26日国土交通省  
国土政策局離島振興課策定〕

## 課題

島固有の資源を必ずしも効果的に活用できていない

国境離島への関心が高まっているが、実際に国境の島を訪れ体感することは稀

東京オリンピック・パラリンピックを契機に増加する訪日外国人を離島へ呼び寄せることが課題

## 目指す姿

### 滞在交流型観光（島たび・島めぐり）を通じた島の活性化

島の資源をフル活用し「島たび・島めぐり」を展開。島内に広く経済波及効果をもたらすための「観光地域づくり」を推進

## 島での取組

### 「島たび・島めぐり」の展開による「島業(\*)」の確立

- ・島の資源を活かした特色のある「観光地域づくり」を推進
- ・島のコンセプトを明確化し、取組体制の構築等の戦略を立て、島全体で稼ぐ仕組みとして「島業」を確立
- ・島内関係者の連携・融合を図り合意形成と一体的な取組が必要

### 「島たび・島めぐりコンシェルジュ」による一元的対応

- ・各種情報を把握し、ニーズに応じて案内等を行うワンストップサービス窓口として、「島たび・島めぐりコンシェルジュ」を設置
- ・「コンシェルジュ」をサポートする体制を整える事が必要

(\*) 農林水産資源をはじめ、島独自の自然、歴史、伝統文化、産業、生活様式などの多様な資源を活用して展開する生産からサービス提供までの一連の経済活動をいう。「海業(うみぎょう)」がその典型的な一形態である。(海業の具体的な事例：漁業者が漁業と飲食や観光サービスとの連携・融合を図りながら、民宿・魚食レストラン・遊漁・ダイビングショップの経営や体験ツアーなどを行うもの)

## 取組の流れ

「島たび・島めぐり」の展開による「島業」の戦略づくり

島での回遊を促すプログラムづくり

宿泊施設やガイドの魅力向上

情報発信

景観、歴史的遺産、自然環境の保全・管理

定期的な評価

## 島での取組を後押しするための取組

発信力の強化と知恵の共有化のためのプラットフォームの構築

- ・離島全体のイメージアップ、魅力の発信強化
- ・外国人を含む旅行者向け情報の充実
- ・行政などの関係者間の情報共有の強化

イノベーションを誘発する島外との交流機会の充実

- ・離島と企業との交流強化(しまっちゃんぐ等)
- ・離島と他地域との交流強化(アイランダー等)
- ・島に向かう新しい人の流れをつくる取組の強化(島風構想)

## 離島での暮らしの充実に向けた取組事例

### 教育

- ・離島留学・渡船通学の実施
- ・地域学の実施
- ・公営塾・学習支援センター・ICTの活用による学外教育の充実

### 医療

- ・遠隔医療システムの活用
- ・巡回診療ヘリ、巡回診療船の活用

## 離島の交流推進支援調査業務「アイランダー」

全国の島が一体となって島のもつ自然・歴史・文化・生活などのすばらしさをアピールし、交流人口の拡大、UJIターンの促進を図り、離島地域の活性化に資する目的で行う「離島」と「都市」との交流事業である、「アイランダー」を開催しています。

### 【イベントの内容】

#### ○島のブース

日本各地の島々の、島の人たちとの直接対話を通して、島での生活や観光スポットなど、現地直送の情報を入手できます。

#### ○島の情報提供コーナー

島での漁業体験、自然体験など島の魅力を体験できる交流情報を掲示します。

#### ○アイランダーステージ

伝統芸能をはじめ、島の魅力をライブで発信するステージです。

#### ○島の工芸体験・ワークショップ

島で培われてきた独特の工芸や、楽器演奏などが体験できます。

### 【平成28年度】

#### アイランダー2016

開催日時 : 2016年11月26日(土)27日(日) 2日間 10:00～18:00(27日は17:00まで)

開催場所 : 池袋サンシャインシティ文化会館3F展示ホールC

主 催 : 国土交通省、公益財団法人日本離島センター

※出展離島数: 約200、出展ブース数: 85(島外出展含む)、来場者数: 2日間 約14,000人

- 国土交通省では、離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を設け、商談などを通じて、離島の活性化につなげる「しまっちんぐ」の取組を進めています。
- 具体的には、離島のニーズを掘り起こすワークショップの開催、コーディネーターによるサポート、離島と企業をつなぐマッチング交流会の実施など、対話を重視した段階的な取組により離島の活性化のための事業につなげます。

## 「しまっちんぐ」ワークショップ

- ・コーディネーターが島を訪れ、現状をお伺いしつつ、島の皆様とワークショップをします。
- ・ワークショップでは、マッチング交流会で企業に思いが届くよう、ビジョン・プロジェクトづくりをサポートします。
- ・島の課題の本質を引き出し、島の良いところを共に考えます。島内の人と人を結びかけにもなります。



現地での意見交換



ワークショップ



## 「しまっちんぐ」WEB

- ・事務局がWEBサイト上で、島のビジョン・プロジェクトを公開し、マッチング交流会への参加企業を募ります。
- ・各島に興味を持った企業は、WEBサイトからエントリーいただきます。



<http://shimatching.mlit.go.jp>

## 「しまっちんぐ」(マッチング交流会)

- ・離島と企業が直接対話する場を設けます。
- ・離島側、企業側それぞれからのプレゼンテーション後、交流・商談会を行います。
- ・ご要望に応じて、コーディネーターが「つなぎ役」となって商談をサポートします。



プレゼンテーション



マッチング交流会



※ 平成28年度の「しまっちんぐ2016(秋)」では、12離島地域(31名)、45企業・団体(58名)、計89名の方にご参加いただきました。

## プロジェクトの始動

- ・離島の企業の思いがマッチングしたら事業化を目指します。
- ・始動したプロジェクトは「しまっちんぐWEB」でPRします。

### 【プロジェクトの例】

#### 島の小学生による特産品開発

おきしま おうみはちまんし  
 沖島(滋賀県近江八幡市)では、「しまっちんぐ」をきっかけに、沖島小学校、行政、地元協議会、コープおきなわ、コープしが、池田牧場が連携し、児童による島の特産(さつまいも)をつかったアイスクリームづくりが始まっています。



# 参考資料

---

## 離島振興施策の推進

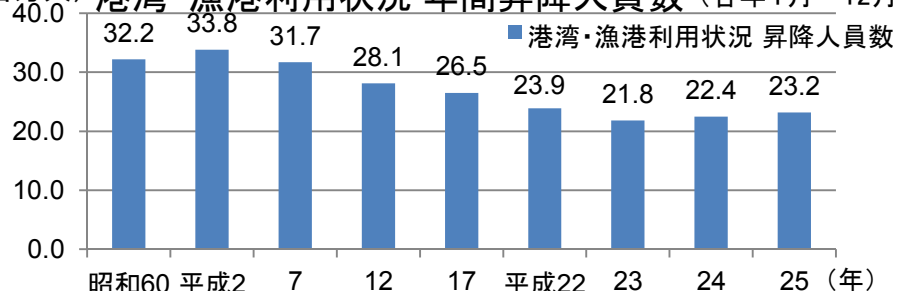
## ○離島の航路・航空路

- ・離島で生活する人々にとって、日常の生活のほか、産業振興や島外との交流を進めていく上で離島航路及び離島航空路は欠くことのできない基盤的な存在。
- ・港湾・漁港の年間利用者数、航空路の年間利用者数をみると、平成7年以降どちらも下降傾向だったが、平成22年以降は微増している。
- ・H28.4.1時点で離島振興対策実施地域に含まれる離島260島のうち、定期航路がある離島は224島、定期航空路がある離島は13島である。

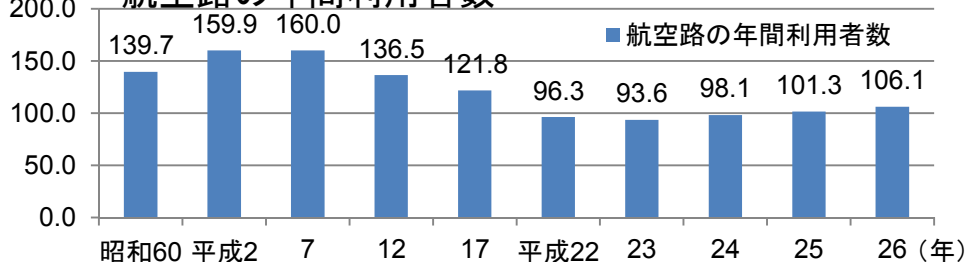
## ○高度情報通信ネットワーク

- ・超高速ブロードバンドは医療、教育、産業等の各分野での活用が期待されている。
- ・離島地域における超高速ブロードバンドの整備状況をみると、利用可能世帯数の割合が増加。

(百万人) 港湾・漁港利用状況 年間昇降人員数 (各年1月～12月)



(万人) 航空路の年間利用者数



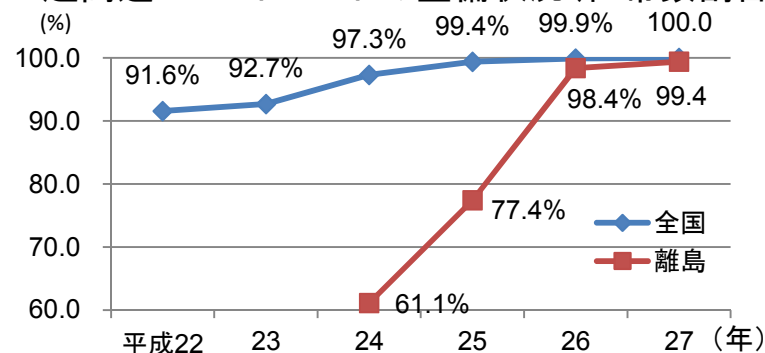
(出典) 離島統計年報(2011~2015) 離島振興課調査(平成26年速報値)  
 ※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県奥居島)の数値を含まない。

定期航路・航空路がある離島数

	平成24年	平成27年
航路	220島 / 254島	224島 / 260島
航空路	13島 / 254島	13島 / 260島

(出典) 離島統計年報(2013)、離島振興課調査

超高速ブロードバンドの整備状況(世帯数割合)



(備考) 離島地域、小笠原諸島、奄美群島、沖縄の対象離島のうち、一般住民が居住している離島を対象に集計。

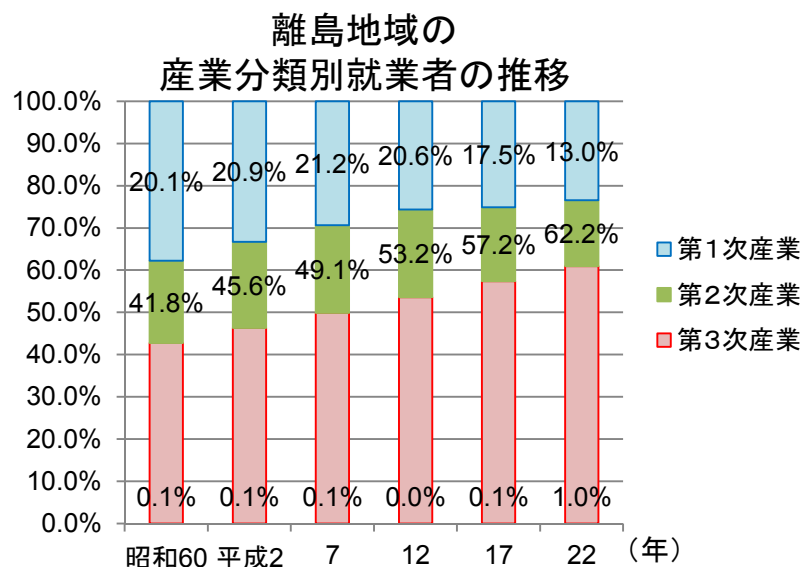
(出典) 総務省調べ

- ・離島地域の産業分類別就業者数の推移を見ると、昭和60年から平成22年にかけて第1次産業及び第2次産業就業者数は大幅に減少。
- ・農林水産業生産額の推移を見ると、いずれも減少傾向だが平成22年以降は下げ止まりのきざし。

離島地域の産業分類別就業者数の推移

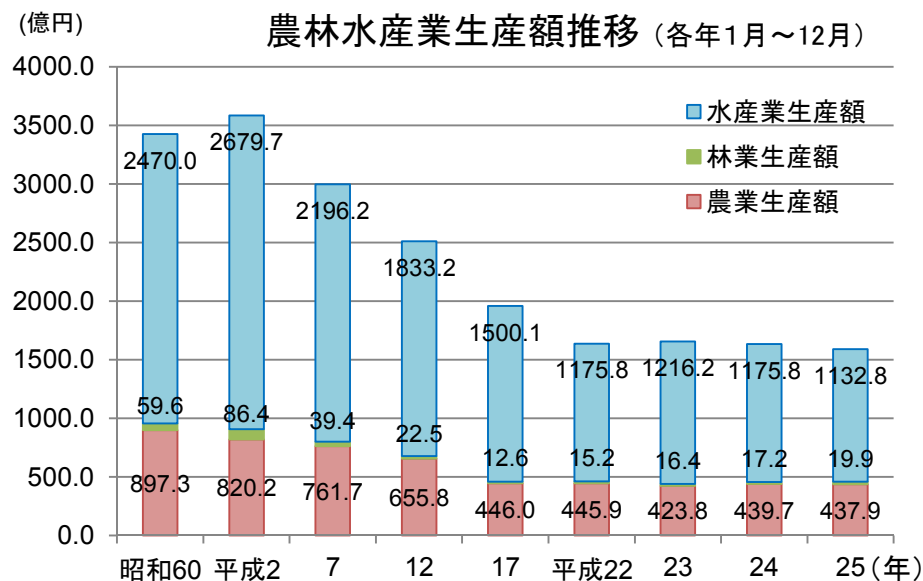
項目	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
第1次産業	121,005	94,284	80,230	59,956	51,763	41,796
第2次産業	64,194	58,803	57,199	47,045	36,102	22,959
第3次産業	133,388	128,637	132,586	121,643	117,903	109,441
分類不能	174	146	160	106	309	1,830
計	318,761	281,870	270,175	228,750	206,077	176,026

(出典) 離島統計年報(2015)



(出典) 離島統計年報(2015)

※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県興居島)の数値を含まない。



(出典) 離島統計年報(2011~2015)

※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県興居島)の数値を含まない。

- ・離島振興対策実施地域の年間観光入込客数は一環して減少傾向であったが、平成22年以降は下げ止まりが見られる。
- ・3年に1度開催される瀬戸内国際芸術祭は、約100万人が瀬戸内地域に訪れる一大アートイベントであり、第1回目が開催された平成22年（主催者発表値で計97万人が参加）、第2回が開催された平成25年（主催者発表値で107万人が参加）は観光入込客数が例年より高くなっている。

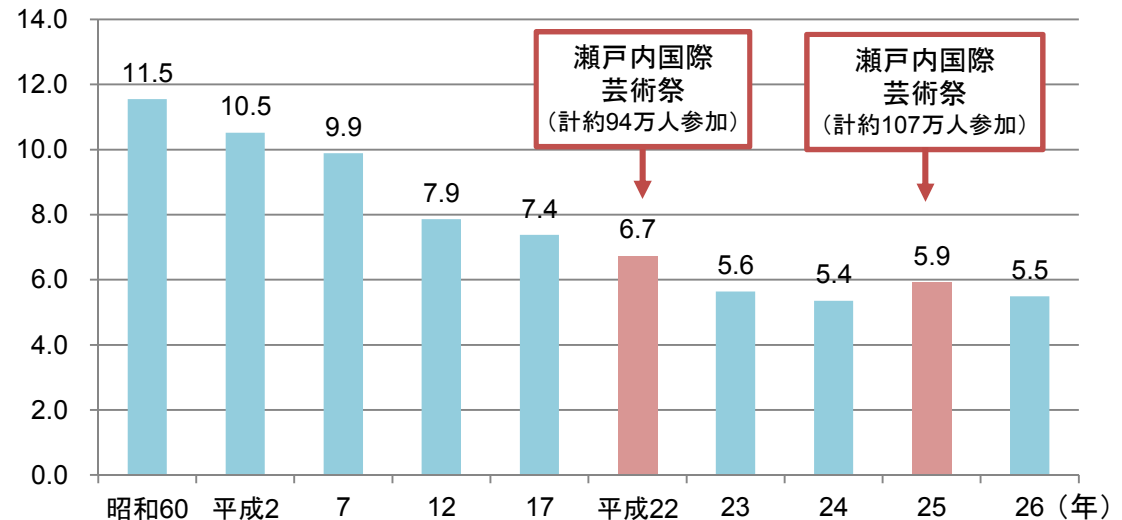


瀬戸内国際芸術祭2016 Setouchi Triennale 2016  
春：3月20日 夏：7月1日 夏：7月16日 秋：9月4日 秋：10月8日 冬：11月6日  
Spring: Mar 20th - Jul 1st / Summer: Jul 16th - Sep 4th / Autumn: Oct 8th / Winter: Nov 6th  
www.setouchi.com

瀬戸内国際芸術祭2016のポスター  
(出典)瀬戸内国際芸術祭公式HP

(百万人)

## 年間観光入込客数 (各年1月～12月)



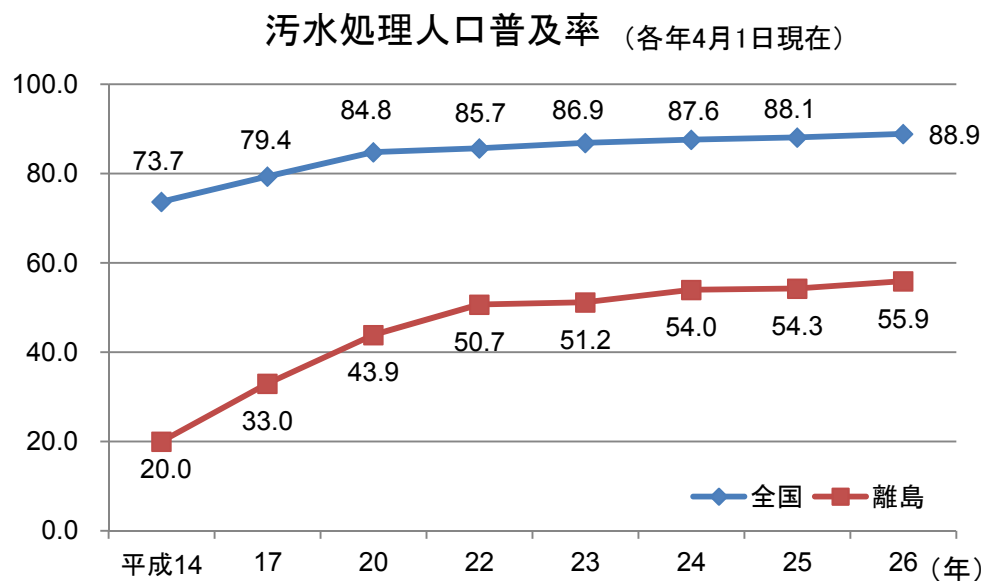
(備考)直島・与島の値を除く

(出典)離島統計年報(2011～2015)、離島振興課調査(平成26年度速報値)

※香川県直島、与島、H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県興居島)の数値を含まない。

## ○水の確保・汚水処理

- ・離島の水道普及率は約99%と全国平均と同水準であるが、水資源に恵まれない離島も多いため、今後とも安定的な水の供給を行うための配慮が必要である。
- ・離島の汚水処理人口普及率は大幅に改善してきているものの、全国平均と比較して低い。



(備考) 離島の汚水処理人口普及率(下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合)

(出典) 離島統計年報(2003,2011~2014)

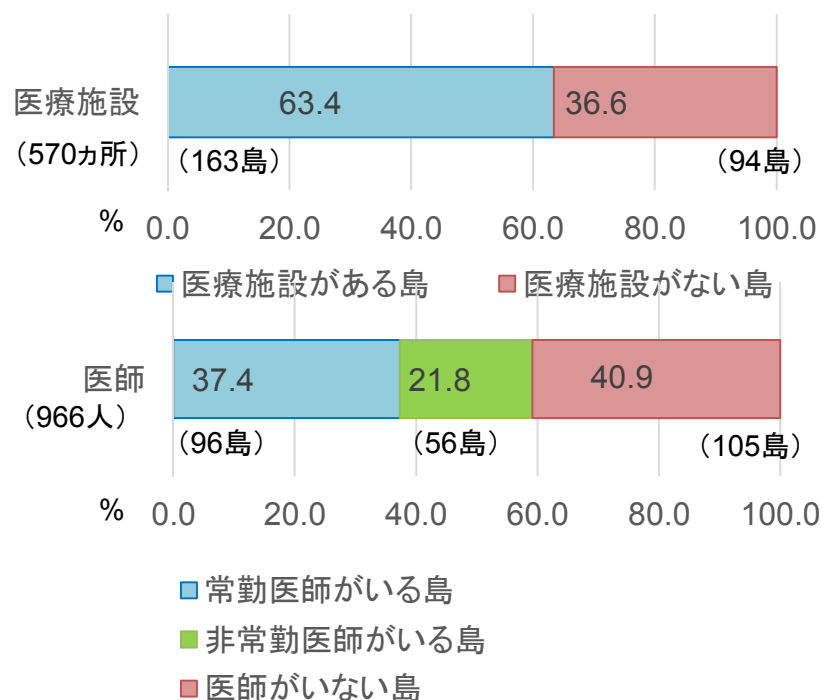
※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県興居島)の数値を含まない。



# 離島の医療の現状

- ・医療の確保は住民が安心して暮らすのみならず、観光客が安心して旅行できる基礎となるものであるが、約4割の離島では医師が不在である。
- ・離島の医療施設に勤務する医師数、看護師数及び歯科医師数は平成22年以降ほぼ横ばいで推移している。

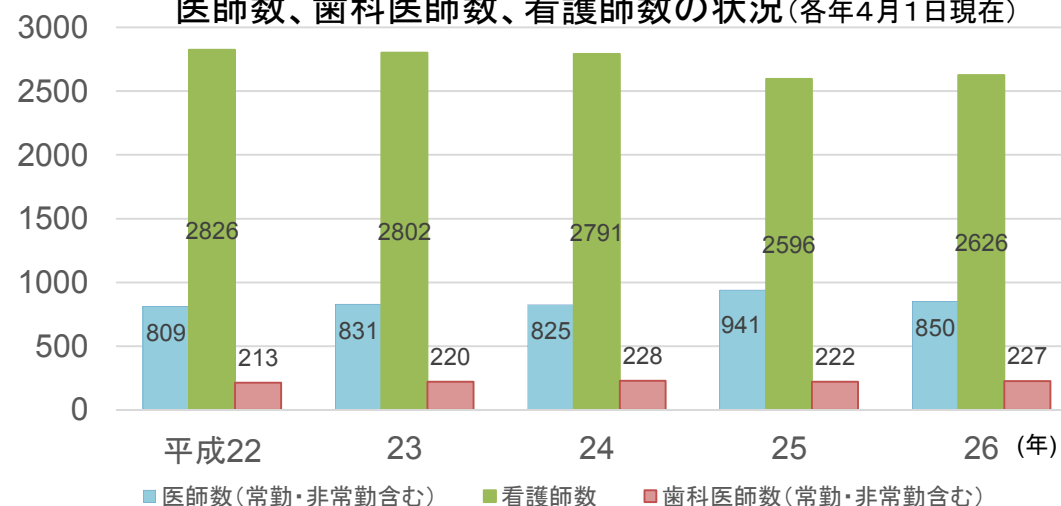
離島における医療施設・医師の現状  
(平成26年4月1日現在)



(出典) 離島統計年報(2015)「図表でみる島の動き」

※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県興居島)の数値を含む。  
北海道小島、愛媛県赤穂根島、鹿児島県馬毛島の数値を除く。

離島の医療施設に勤務する  
医師数、歯科医師数、看護師数の状況 (各年4月1日現在)



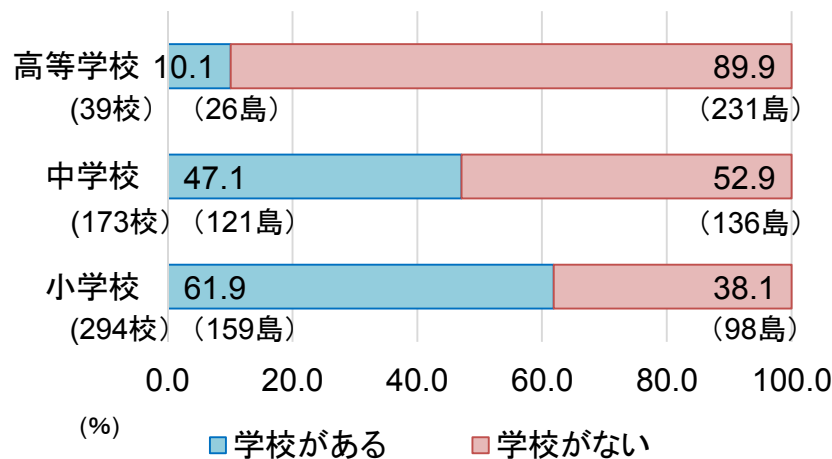
(備考) 医師数、歯科医師数、及び看護師数は離島地域にある医療施設の従事者。(常勤・非常勤を問わず)

(出典) 離島統計年報(2011~2015)

※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県興居島)の数値を含まない。

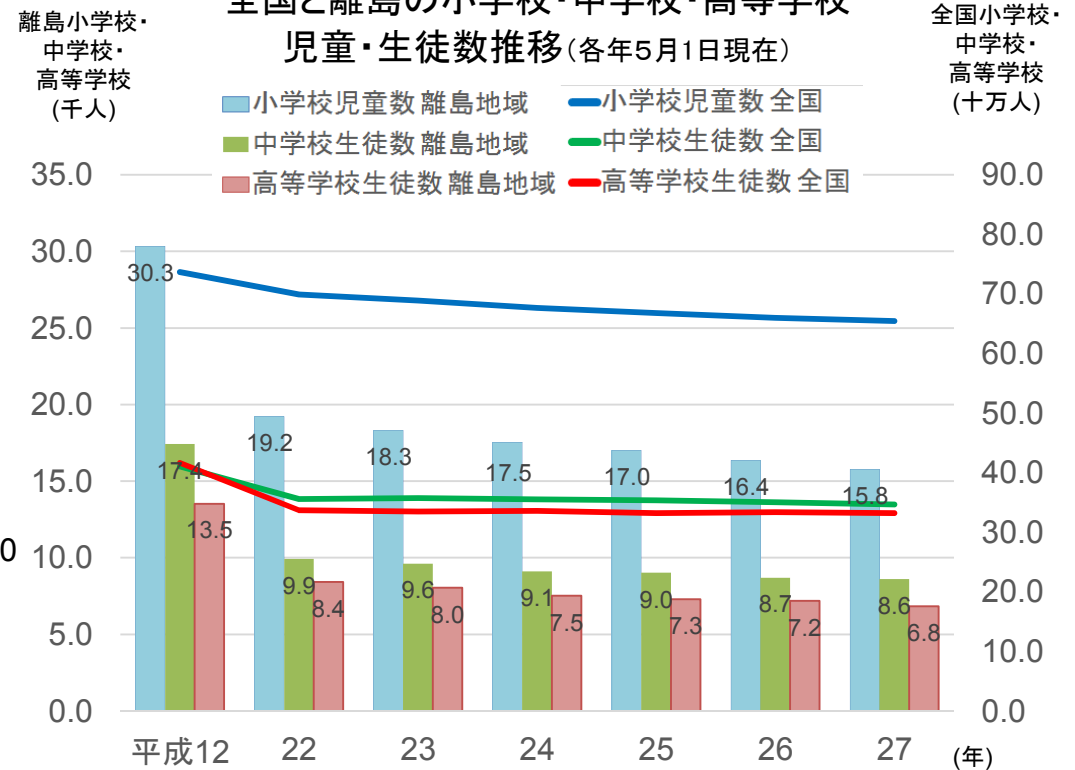
- ・半分以上の離島には中学校、高校がなく、多くの学生が島外への通学等を余儀なくされている。
- ・また、大学等の高等教育機関がある離島は5島程度であり、高校卒業後には大多数の生徒が島外に出ていく傾向にある。
- ・全国的に学校数、児童数及び生徒数は減少傾向だが、離島地域においては学校数、児童数及び生徒数の減少率が全国よりも大きい。

離島の学校所在状況  
(平成26年5月1日現在)



(備考) 小学校、中学校及び高等学校の数は、国・公・私立の合計数。  
 (出典) 離島統計年報(2015)「図表でみる島の動き」  
 ※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県奥居島)の数値を含む。  
 北海道小島、愛媛県赤穂根島、鹿児島県馬毛島の数値を除く。

全国と離島の小学校・中学校・高等学校  
児童・生徒数推移(各年5月1日現在)



(備考) 小学校、中学校及び高等学校の数は、国・公・私立の合計数。  
 (出典) 全国地域 : 文部科学統計要覧(平成23年~平成28年)  
 離島地域 : 離島統計年報(2001,2011~2014) 離島振興課調査値(速報値)  
 ※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県奥居島)の数値を含まない。

○国土交通省組織令(抜粋)  
(平成十二年六月七日政令第二百五十五号)

(離島振興課の所掌事務)

第六十八条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における離島の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務(特別地域振興官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

附 則

(国土政策局の所掌事務の特例)

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成三十五年 三月三十一日	離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	離島振興計画(離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

(国土政策局離島振興課の所掌事務の特例)

第九条 国土政策局離島振興課は、第六十八条に規定する事務のほか、平成三十五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 離島振興計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。